

# 福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 衛藤 明和

1 日 時 平成28年5月16日(月) 午後1時00分から  
午後4時40分まで

2 場 所  
第3委員会室

3 出席した委員の氏名  
衛藤明和、井上明夫、近藤和義、守永信幸、平岩純子、吉岡美智子、荒金信生、  
森誠一

4 欠席した委員の氏名  
な し

5 出席した委員外議員の氏名  
吉富英三郎、羽野武男

6 出席した執行部関係の職・氏名  
福祉保健部長 草野俊介、生活環境部長 柴田尚子、病院局長 田代英哉  
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名  
別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 平成28年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- (2) 平成28年熊本地震における大分県内の災害状況について、平成28年度4月補正予算(専決)について及び大規模改修工事の概要についてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 県外所管事務調査を8月22日から24日に実施することに決定した。

9 その他必要な事項  
な し

## 10 担当書記

議事課委員会班 主任 木付浩介  
政策調査課調査広報班 主幹 飛河敦子

# 福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成28年5月16日（月）13：00～

場所：第3委員会室

## 1 開 会

## 2 生活環境部関係 13：00～14：40

- (1) 平成28年熊本地震における大分県内の災害状況について
- (2) 平成28年度行政組織及び重点事業等について
- (3) 諸般の報告
  - ① 県計画等の策定・変更スケジュールについて
  - ② 第10次大分県交通安全計画の策定について
  - ③ おおいた性暴力救援センター・すみれの開設について
  - ④ 大分県原子力災害対策実施要領の改正について
- (4) その他

## 3 福祉保健部関係 14：40～16：20

- (1) 平成28年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
  - ① 平成28年度4月補正予算（専決）について
  - ② 県立精神科基本構想について
  - ③ 県計画等の策定・変更スケジュールについて
    - (ア) 大分県地域医療構想について
    - (イ) 大分県医療費適正化計画（第三期）について
    - (ウ) 大分県国民健康保険運営方針（仮称）について
- (3) その他

## 4 病院局関係 16：20～16：50

- (1) 平成28年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
  - ① 大規模改修工事の概要について
- (3) その他

## 5 協議事項 16：50～17：00

- (1) 県外所管事務調査について
- (2) その他

## 6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**衛藤委員長** ただいまから、委員会を開きます。

これより、生活環境部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず私からご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**衛藤委員長** それでは、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

**衛藤委員長** また、本日は委員外議員として吉富議員、羽野議員に出席いただいております。

委員外議員の方が、発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔にご発言願います。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の木付君です。（起立挨拶）

政策調査課の飛河君です。（起立挨拶）

続きまして、執行部の自己紹介をお願いします。

〔柴田生活環境部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

**衛藤委員長** ありがとうございます。

それでは、まず、今回の地震における被害状況等について、執行部から報告をお願いいたします。

**柴田生活環境部長** 平成28年熊本地震における大分県内の災害状況についてご説明いたします。

お手元の委員会資料に沿って、主な項目を説明いたします。

2ページをお開き願います。2の（1）防災体制でございます。4月14日の前震発生後、直ちに災害対策連絡室を設け、16日の本震発生後、対策本部に移行し、24時間体制で災害対応に当たってまいりました。余震の回数が減少傾向となり、4月29日21時以後は、警戒本部に移行して対応しております。

その下、（2）職員の派遣です。アにございます情報連絡員を、4月16日の発災時以降、各振興局から市町村に派遣いたしました。また、イの災害時緊急支援隊につきましては、別府市と由布市に本庁から派遣しまして、情報収集や県災害対策本部との連絡調整に当たりました。

次に3ページ、4の県内被害状況です。

（1）人的被害については、幸い亡くなられた方はいませんでしたが、重傷4人を含む26人の方が負傷されています。

（2）建物被害です。住家では、全壊1棟、半壊6棟、一部損壊1,064棟となっております。一部損壊では、瓦の破損や壁のひび割れが多く発生しています。なお、現在、

別府市、由布市を中心に被害状況を精査中であり、特に別府市においては今後、被害件数が大きく増加する見込みでございます。

次に、4ページの(3)道路被害についてです。全体で総数205件ございましたが、復旧作業の結果、現時点で全面通行どめは計41件となっております。内訳は、国道3件、県道2件、市町村道31件、林道5件です。

次に、5ページの(5)ライフライン被害のア水道です。最大で7市1町で給水制限を行っていましたが、現時点では、宇佐市と九重町で未復旧箇所が残っております。未復旧の原因は原水、水源の濁りによるもので、この濁りが解消しないため、市と町がそれぞれ給水車やタンク設置により対応しております。

下のほう、(8)避難者数についてです。最大総数で1万6,238人おられましたが、5月15日18時30分現在で由布市の3人となっております。

避難所につきましては、本日5月16日をもって県内の全ての避難所が閉鎖となります。避難所の閉鎖に際しては、由布市では残っておられる方に聞き取りをして状況を確認し、閉鎖して行き場所がなく困るとい方はいらっしゃらないということでした。今回の地震では余震が長く続いていることから、避難所に長くおられる方には、「自宅で寝るのが怖い」という不安の声が多く聞かれました。日中は自宅に片づけに戻ったり、仕事に行き、夜は避難所で宿泊される方が多いという状況でございました。

次に、7ページの下のほう、5の対応状況(1)災害支援物資配送状況です。5市2町からの要請に対し、毛布、飲料水、食糧、ブルーシート等の提供を行いました。

特に、避難所のニーズについては、県から市町村に聞き取りを行い、随時、支援物資の提供を行ったため、おおむね充足が図られたものと考えています。

次に、9ページでございます。(2)ア自衛隊派遣要請についてですが、4月16日に3市2町から派遣依頼を受け、県から自衛隊に派遣要請を行っております。炊き出しや給水支援等のめどがついた4月28日に撤収要請を行っております。

最後に、11ページの表をごらんください。5月9日時点でまとめた県内被害状況でございます。主なものを挙げますと、資料左側、農林水産関係では621カ所、9億1,500万円。右側、土木建築関係は163カ所、29億7,200万円。その下、教育関係では171カ所、2億8千万円となっております。

余震がまだ続いている状況ではございますが、全庁を挙げて、復旧・復興に向け取り組んでおります。

また、今回の防災体制や災害応急対策につきましても、今後十分に検証し、本県の防災力の強化に努めてまいります。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見はありませんか。

**平岩委員** 大変お疲れさまでした。きょうで1カ月ということで、あつという間の1カ月だったのだろうと思いますが、つい大分の方たちも、熊本に比べればって言われるんですけど、実際本当に厳しい状況の中で生活していらっしゃる方もいると思います。

私は避難所ができるときに、1点すごく気になることがあったんですけど、これからまた何が起こるかわからないという観点で、例えば学校が避難所になるということがとても多いんですけども、実際避難所になったときに、やっぱり職員がなかなか対応ができな

くて、市の職員に担ってもらったということをたくさん聞きました。だから、今まで経験がないんですが、これは教育委員会の管轄ですけれども、それぞれの学校が大変でも、いざ避難所になるといふときにどういう対応をするのかというところを、やっぱりきちっとしなきゃいけないということ。

もう1点は、最初から気になっていたんですけれども、避難所ができて、そしてとにかくみんな逃げてきて、体育館の中ですし詰め状態の中で、きょうも新聞に載っていましたが、女性に対する視点が必要になってくるなとつくづく思います。トイレを別にするとか、着がえをする場所とか、授乳する場所とか、そういうところも女性のリーダーがやっぱり入っていくというようなことも、これからはもちろん考えていかなきゃいけないと思いますし、最も気にしたのは、東日本大震災でもあったんですけれども、こういうときに女性に対する性的暴行というのが、表面化しないんですけど、かなりの数出てきているので、これは熊本と連携しながら、大丈夫かなという話をずっとしてきたんですけれども、また、そういう点もこれからいろんなシミュレーションをするときに、もちろんおわかりになっていると思いますが、視点の中に入れていただきたいと要望しておきます。よろしくをお願いします。

**近藤委員** 災害の復旧に当たっては、特に農地等は国からの調査があると思うんですけど、それはいつごろになる予定ですかね。査定がないと予算がつかないでしょう。

**柴田生活環境部長** それぞれの事業の担当課によって異なりますので、今、私どもですぐ回答はできませんが、後ほど調べてお答えするというところでよろしいでしょうか。

**近藤委員** はい、わかり次第教えてください。

**吉岡委員** 今、平岩委員が言われて、女性の視点というのは新聞でも大きく報道されているので、今いろんな形で検討はされていると思うんですけど、今回、由布市で避難場所が結構できたと思うんですね。そういうときに、私の頭の中では、開設された場所に、例えば女性の職員を配置するとか、女性の防災士を配置するとか、避難所の中での秩序といいますか、そういうのは今回どうされたのか、これからどうしていかなきゃいけないのか。

今、私が思っているのは、せっかく女性防災士を、できれば各自治会に1人ずついてもらおうとありがたいなというのを今までもお願いしてきました。例えばこういうときに、地域ごとに集まるという場合でなく、今回みたいに大きく集まると、それは地域の防災士になるというわけではないんですけど、これから災害はどこであるかわからないので、例えばせっかく女性防災士をたくさん養成していただいておりますので、会議を——例えば協議会とかをしたときに、そういう場合には登録していて、そこにいて何かお手伝いできますよとかいうのをこれからしてみたらどうかと。そこに、ボランティアに登録して行ける人が何かお手伝いできないのかなと。そこで、女性の視点というのは具体的に進むのではないかなと思っておりますので、今、防災に関してすごく取り組んでいただいておりますので、そこら辺も今回の避難所運営の中からまた検討いただければありがたいと思っておりますので、もし今回のでわかれば教えてください。

**柴田生活環境部長** それぞれの避難所でどういう形で女性に関する配慮がなされたか、あるいは女性の関係者がいたかどうかというのは、実は十分に把握している状況ではございません。市町村それぞれの職員が対応に当たっておりましたが、私が伺ったときには必ず女性の職員はいたような状況でございます。

それから、防災士ですけれども、まず防災士というのは、地域の自助・共助を進めるための地域で自主防災組織を活性化するという役割を担っていると認識しております。そういう意味で、自由にそれぞれが動いていただくということが1つ大きな要素でございまして、実際に別府市などの避難所を伺ったら、ボランティアで防災士の方が詰めておられました。これは、私どもが統一的に何か体系づけて、ここにこうしてくださいという形で派遣するという性質のものではないのではないかと。それぞれが地域でお考えになって動いていただく。もちろん、市で十分な把握と研修やフォローアップが必要ではないかと考えておりますが、私どもも防災士が生かせるように、自主防災組織の取り組みを進めていきたいと思っております。

**吉岡委員** 私は、その登録制というのは、いつでも、もし何かあったらというのをしておくといいんではないかなと思ったので、何かの機会があれば検討いただきたいと思えます。

それから、せっかく女性防災士も自主防災組織で、なかなか具体的にすることもいまちよくわからないというのがありますので、また、女性防災士会か何かをしていただくときには、具体的に日ごろ何をするのか、日ごろすることもよくわからないという声もいただいておりますので、そこら辺の検討よろしくをお願いします。

**柴田生活環境部長** 自主防災組織の運営、それから防災士の研修、フォローアップなどに努めていきたいと思っております。

**守永委員** 今回、熊本、大分、特に県下でも一定程度の被害があったわけですが、それを踏まえて、今の地域防災計画の補完的な見直しを行う計画があるのかだけ教えてください。

**柴田生活環境部長** 今回、確かにいろいろな課題が出ております。私どもも、地域防災計画に最終的に結びつくかどうかは、今の段階で何とも言えませんが、そのようなことにも当然なってくるのではないかと考えております。検証を始めたところでございます。

**衛藤委員長** ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに質疑もないようですので、これをもちまして地震関係の報告を終わります。

続きまして、生活環境部関係の平成28年度の行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

**柴田生活環境部長** それでは、生活環境部の行政組織及び重点事業等について、先ほどの委員会資料を使ってご説明します。

資料の12ページをお開きください。

まず、生活環境部の組織でございます。生活環境企画課から人権・同和対策課までの本庁9課3室と、衛生環境研究センター、消費生活・男女共同参画プラザ、食肉衛生検査所及び消防学校の4地方機関の体制となっております。

今年度の組織改正では、おおいたうつくし作戦の推進体制強化のため、地球環境対策課をうつくし作戦推進課に改称するとともに、自然保護事務の一元化を図るため、自然保護推進室を新設いたしました。

次に職員数ですが、平成28年4月1日現在で職員総数は、本庁が144人、地方機関が80人の合計224人となっております。

続きまして、13ページでございます。

本年度の生活環境部関係の予算について、ご説明いたします。

まず、平成28年度の当初予算でございます。

当部の予算総額は、表の左から2列目、28年度当初予算額（A）の1番下合計欄の下端に記載していますが112億1,345万6千円でございます。

これを、その右の27年度7月現計予算額（B）と比較しますと、額にして12億186万円、率にして12.0%の増となっております。

なお、今年度から企画振興部が所管していた祖母・傾地域のユネスコエコパークの登録推進などの事務が当部に移管されたことに伴い、必要な予算をつけかえております。

参考までに、つけかえ前の予算額及び前年度対比を括弧内に記載しております。

続いて、14ページをお開きください。

当部の28年度当初予算のポイントについて、ご説明いたします。

1つ目は、おおいとうつくし作戦の推進でございます。

本県の美しい自然と快適な環境を守り、将来の世代へ確実に継承するため、おおいとうつくし作戦を展開するとともに、豊かな水環境の創出などを推進してまいります。

また、ジオパークの再認定審査に向けた対応を強化するほか、祖母・傾地域のユネスコエコパークへの登録を目指してまいります。

2つ目は、安全・安心を実感できる暮らしの確立でございます。

高齢者の交通安全対策の推進や、HACCPの普及による食の安全・安心の確保を図るとともに、食育推進条例に基づきおおいた食（ごはん）の日をキーワードに、食育を推進してまいります。

3つ目は、15ページでございます。

人権を尊重し共に支える社会づくりの推進でございます。

性犯罪や性暴力の被害者に寄り添い、ワンストップで支援するおおいた性暴力救援センター・すみれを4月1日に開設いたしました。専任の相談員による相談や同行支援など、性暴力被害者に対する、きめ細かい取り組みを推進してまいります。

4つ目、多様な県民活動の推進では、地方創生の担い手であるNPOの人材育成や活動の活性化を支援するとともに、NPOとの協働により地域の課題解決を図ってまいります。

5つ目の危機管理体制の充実では、南海トラフ地震や多様化、激甚化する自然災害の備えとして、地域防災力の強化や、官・民が連携した災害即応力の強化をさらに推進してまいります。

続いて、16ページをお開きください。

6の男女がともに支える社会づくりの推進では、経済団体と連携して、女性の活躍推進と、男女が共に働きやすい社会の実現を図ってまいります。

7つ目の生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造では、進学・就職・スポーツ活動など、魅力のある私立学校づくりへのさまざまな支援を行うとともに、私立学校施設の耐震化完了に向けた取り組みを促進してまいります。

また、大分県少年の船の運航を通じまして、青少年の健全育成を図るとともに、青少年を守るネット対策なども強化してまいります。

引き続き、担当課室長から重点事業等について説明させていただきます。

**望月生活環境企画課長** ただいまの資料の17ページをお開きください。

生活環境企画課関係につきまして、説明申し上げます。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は部長、理事兼審議監、危機管理監を含めまして20人で、主な事務といたしまして、部の総合企画、組織・定数の管理、人事、予算の総括などの事務に加え、交通安全対策に関する県民運動の実施などを行っております。

地方機関ですが、衛生環境研究センターを所管しております。職員数は30人で、主な業務といたしまして、保健衛生及び環境保全に関する試験検査や調査研究などを行っております。

次に、2の重点事業でございます。

なお、これからの各課室長の説明は、主な事業だけを重点事業ということで説明させていただきます。

(1) 高齢者交通安全対策推進事業費161万9千円でございます。

高齢者が加害者、被害者となる事故が依然として高い比率を占めております。高齢者が自主的に運転免許を返納しやすい環境づくりに努めるとともに、県内各市町村で、体験型の交通安全教室を実施するなどにより、高齢者の交通事故防止対策を推進するものでございます。

**梶原うつくし作戦推進課長** 資料の18ページをお開きください。

うつくし作戦推進課関係につきまして、ご説明いたします。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は12人で、主な事務といたしましては、おおいたうつくし作戦の推進や地球温暖化対策の推進、環境教育等による環境保全の取り組みの促進など、身近なごみ問題から地球温暖化対策まで幅広く、環境の問題に関する事業に取り組んでおります。

次に、2の重点事業でございます。

(1) のおおいたうつくし作戦推進事業費1,567万7千円でございます。

この作戦の牽引役となりますおおいたうつくし推進隊の基盤強化を支援するとともに、うつくし作戦を県民に広げる波及効果の高い活動を提案公募により実施するなど、新たな展開を図ってまいります。

また、県下全域で清掃活動を行う県民一斉うつくし大行動や夏至の日や七夕に実施するキャンドルナイトなど多くの県民が気軽に取り組むことのできる環境保全活動等への参加を呼びかけていきます。

なお、本日はうつくし作戦のシンボルマークのピンバッジ、マークをあしらったクリアファイル—中にはおおいた性暴力救援センター・すみれのリーフレット等を入れておりますが、お手元に配付しておりますのでよろしくお願いいたします。

**山崎自然保護推進室長** 自然保護推進室関係につきまして、ご説明申し上げます。

資料の19ページをごらんください。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は11人で、主な事務といたしまして、生物多様性に関すること、温泉法の施行に関すること、ジオパークの推進に関すること、ユネスコエコパークの推進に関することなど、本県の豊かな自然の保全と、資源の有効活用に向けた事業を行っております。



次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)の新たな環境保全の仕組みづくり推進事業費117万5千円でございます。

県内の豊かな自然環境を将来にわたって保全するため、自然保護団体等が取り組む保護活動を持続的なものにするよう、自然保護団体を対象としたセミナーの開催や先進地事例の研究など、新たな環境保全の仕組みづくりに向けた調査研究等に取り組んでまいります。

次に、(2)のおおいたジオパーク推進事業費2千万円でございます。

姫島・豊後大野両ジオパークは、認定後4年ごとに実施される再認定審査を平成29年度に控えていることから、両地域の課題解決に向けた対応を強化するとともに、広く県民に対するジオパークの情報発信を行うことにより、再認定への機運醸成を図ってまいります。

次に、(3)のユネスコエコパーク推進事業費322万1千円でございます。

祖母・傾地域一帯の豊かな地域資源を生かし、自然の保全と持続可能な利活用の調和を目指すため、ユネスコエコパークの登録に向けた各種協議会の開催や次世代を担う子供向けの自然観察会の実施など、地元への一層の浸透による機運の醸成を図ってまいります。

**後藤県民生活・男女共同参画課長** 県民生活・男女共同参画課関係につきまして、ご説明申し上げます。

資料の20ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

本庁につきましては、大分県消費生活・男女共同参画プラザ職員が兼務しております。

地方機関は、大分県消費生活・男女共同参画プラザであり、職員数は23人で、県民の日常生活に深くかかわる消費者行政に関する事務のほか、男女共同参画社会づくりの推進、NPO等による県民活動の推進などの施策に取り組んでおります。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1)の性犯罪・性暴力被害者対策推進事業費1,792万6千円でございます。

性犯罪・性暴力の被害者支援センターとしまして、おおいた性暴力救援センター・すみれを開設したところでありますが、後ほど諸般の報告でご説明させていただきます。

資料の21ページをごらんください。

(2)の地域を担うNPO協働モデル創出事業費1,700万4千円でございます。

NPOがさまざまな主体と協働して、公共的なサービスの提供にモデル的に取り組み、地域が抱える課題の解決を支援してまいります。

次に、(3)の女性の活躍推進事業費1,857万6千円でございます。

昨年8月に経済団体と連携して発足した女性が輝くおおいた推進会議を核として、女性活躍推進宣言を行う企業の拡大を図るため、アドバイザーの派遣や女性の活躍成功事例集の作成、トップセミナーの開催などを実施してまいります。

また、管理職を目指す女性を対象としたリーダーセミナーの開催や、就労を目指す女性のための託児サービスの実施など、女性が活躍できる社会づくりを推進してまいります。

**徳野私学振興・青少年課長** 私学振興・青少年課関係について、ご説明申し上げます。

資料の22ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は13人で、主な事務といたしまして、私立学校に関する事務、青少年の健全な

育成に関する条例を中心に、青少年の健全育成に関する行政の総合企画などを行っております。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1) 私学振興費34億3,578万6千円でございます。

学力向上、就職支援、スポーツ・文化の振興など、各分野で私立学校の特色づくりを支援するため、県内の私立小学校1校、中学校4校、高等学校14校、計19校を設置する学校法人に対し、経常的経費の一部を補助いたします。

特に、昨年、大分県私立中学高等学校協会が作成した私学振興プラン2015の取り組みについて重点的に支援してまいります。

次に、(2) 青少年を守るネット対策事業費255万2千円でございます。

スマートフォン等の急速な普及に伴い、安全・安心なインターネット利用環境を整備するため、小中高校生5千人、保護者5千人、計1万人に対しまして、利用実態調査を行うとともに、ネット環境に対する県民の理解を図り、主に家庭でのネット利用のルールづくり等に対してサポートを行ってまいります。

**佐伯食品安全・衛生課長** 食品安全・衛生課関係につきまして、ご説明申し上げます。

資料の23ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は14人で、主な事務といたしまして、食品の安全・安心確保対策、食育の推進、動物の愛護・管理及び理容・美容、旅館業等の衛生対策などを行っております。

地方機関は豊後大野市犬飼町の畜産公社に併設する食肉衛生検査所を所管しております。職員数は20人で、厳正かつ科学的な検査を実施し、県民に対し安全・安心な食肉の提供に努めております。

次に、2の重点事業でございます。

まず、(1) のHACCP推進事業費253万4千円でございます。

食品製造業者や飲食店などを対象に、食品の製造・加工における国際標準の管理手法であるHACCPの普及・推進を目的とした講習会を開催するとともに、事業者向けマニュアルの作成や現地施設の衛生指導を行い、食の安全確保を図ってまいります。

次に、(2) のおおいたの食育推進事業費871万2千円でございます。

本年4月1日に施行した大分県食育推進条例等に基づき、みんなで食卓を囲み、会話をしながら楽しく食事をするロングテーブルの開催や、おおいた食(ごはん)の日をキーワードに、食育をさらに普及啓発していきます。

また、おおいた食育人材バンクを活用し、食育講演会や親子料理教室などに派遣することで、地域や学校における食育活動の推進を図ってまいります。

**中西環境保全課長** 環境保全課関係につきまして、ご説明申し上げます。

委員会資料の24ページをお開きください。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は14人で、主な事務としましては、生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭等の公害の規制、ダイオキシン類等の化学物質対策、水道の普及及び環境影響評価に係る事務などを行っております。

次に、2の重点事業でございます。

まず、（１）の豊かな水環境創出事業費 9 9 7 万 3 千円でございます。

モデル河川の筑後川、大分川、大野川、犬丸川において、流域住民が主体となって、流域会議を設立し、豊かな水環境づくりに向けた取り組みを進めているところです。

本年度は山・川・海の連携した多様な取り組みを推進するためにつながる豊かな水キャンペーンを展開するとともに、モデル河川における取り組みの総括として豊かな水環境づくりフォーラムを開催し、流域間ネットワークづくりなど県民運動として展開するための基盤づくりを行ってまいります。

次に、（２）の大気環境監視推進事業費 3, 7 6 5 万 4 千円でございます。

県では、県内の PM<sub>2.5</sub> 等大気汚染物質に係る測定を 24 時間体制で実施しており、リアルタイムで測定値や注意喚起の発令情報等を県庁ホームページに掲載し、県民への情報提供を行っております。

注意喚起等の情報提供に万全を期すため、老朽化した大気汚染常時監視テレメータシステムを更新するとともに、県内の大気環境情報を県民にわかりやすく提供してまいります。

**森下廃棄物対策課長** 廃棄物対策課関係につきましてご説明申し上げます。

資料の 25 ページをごらんください。

まず、1 の組織、事務分掌でございます。

職員数は 12 人で、主な事務といたしまして、廃棄物の減量化・再資源化、適正処理を推進するため、巡回監視やスカイパトロールの実施に加え、PCB 廃棄物の処理対策、海岸漂着物の回収・処理などの事業を行っております。

次に、2 の重点事業でございます。

まず、（１）の産業廃棄物処理施設等監視指導事業費 5, 4 8 3 万 6 千円でございます。

これまで実施してきた産業廃棄物監視員による処理施設等の巡回監視や、公認会計士による経営実態調査などとともに、県独自の制度も加えた優良産廃処理業者認定制度を推進するもので、処理業者全体のレベルアップを図ることにより、産業廃棄物の適正処理が進むよう積極的に取り組んでまいります。

28 年度は新たに、無人航空機ドローンを活用して、産業廃棄物処分場や不法投棄現場の空撮を行い、監視指導業務の強化・効率化を図ってまいります。

次に、（２）の廃棄物不法投棄防止対策事業費 5, 8 5 7 万 5 千円でございます。

市町村が実施する不法投棄防止対策事業に対する補助や不法投棄廃棄物の撤去、不法投棄防止用フェンスの設置により、不法投棄の再発防止を図ってまいります。

**法華津防災危機管理課長** 防災危機管理課関係につきまして、ご説明申し上げます。

資料の 26 ページをお開き願います。

まず、1 の組織、事務分掌でございます。

職員数は 9 人で、主な事務といたしまして、県地域防災計画の見直しや広域防災拠点の整備などの大規模災害時の受援体制の構築を行うとともに、原子力災害対策や大規模火災、事故等の危機管理事案の対応を行っております。

2 の重点事業でございます。

まず、（１）広域防災拠点設備等整備事業費 1 億 5, 6 4 4 万 6 千円でございます。

県広域防災拠点基本計画に基づき、大分スポーツ公園に防災行政無線を整備するとともに、イベント客等の帰宅困難者の一時避難所となる情報科学高校に簡易トイレ等の資機材

を整備してまいります。

次に、（２）大規模災害対策連携強化事業費 1, 193万9千円でございます。

救援物資やライフライン、医療などの支援を担う民間事業者等との連携ワーキング会議の開催や討論型訓練の実施により、緊急連絡体制を確立するとともに、支援活動の流れを取りまとめた活動要領を作成し、大規模災害時の迅速かつ総合的な被災地・被災者への支援体制を構築してまいります。

**田邊防災対策室長** 防災対策室関係につきまして、ご説明申し上げます。

資料の27ページをごらんください。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は12人で、主な事務といたしましては、自然災害から県民の生命・身体・財産を守るため、防災・減災に関する施策を推進するとともに、災害時の通信手段である防災情報システムの維持管理を行っております。

また、災害時には県災害対策本部等を設置し、市町村や国等の防災関係機関と連携して対応に当たっております。

2の重点事業でございます。

まず、（１）自主防災活動促進事業費 2, 120万8千円でございます。

市町村と連携し、自主防災のかなめである防災士の養成研修や実践的なスキルアップ研修等を開催するとともに、防災アドバイザーによる自主防災組織への指導・助言などを行い、自主防災活動の活性化を図ってまいります。

次に、（２）火山防災対策推進事業費 1, 040万4千円でございます。

活動火山対策特別措置法の改正を受け、火山防災協議会を改組するとともに、地域防災計画に明記が必要となる、市町村による避難場所や避難経路の設定の考え方など、専門的な知見に基づいて作成すべき事項の検討を行ってまいります。

また、登山者等に噴火速報等を迅速に伝達するため、県民安全・安心メール配信システムの改修を行ってまいります。

**神志那消防保安室長** 消防保安室関係につきまして、ご説明申し上げます。

資料の28ページをお開きください。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は豊後大野市の県央飛行場に常駐しております防災航空隊を含めて18人でございます。主な事務といたしましては、消防に関する市町村相互の連絡調整などを行うとともに、高圧ガスの保安、火薬類の取り締まり、石油コンビナートの防災に関する業務を行っております。

地方機関は消防学校を所管しています。職員数は7人で、県内の消防職員・消防団員・消防関係者の教育訓練を行っております。

2の重点事業でございます。

まず、（１）消防力強化推進事業費 677万4千円でございます。

消防団員の確保が困難となる中、昼間の消防力確保対策として、消防団OBを中心とした機能別消防団員や女性消防団員の採用を支援するとともに、消防団への入団が促進され、また、消防団の活動が地域から応援・感謝されていることが感じられ、誇りを持ってもらえるような取り組みとして、消防団応援の店制度を創設します。

このほか、学生による消防サークル等の結成支援など、消防思想の普及を図ってまいります。

次に、(2) 防災ヘリコプター更新事業費14億3,769万5千円でございます。

防災ヘリコプターとよかぜは、平成9年の運航開始から19年経過し、老朽化していることから、安全運航の確保と災害対応力の向上を目的に、機体及び装備品を更新するものです。

新機の運用開始は、平成29年3月に機体が納入された後、操縦訓練等を行い、平成29年8月を予定しています。

**池辺審議監兼人権・同和対策課長** 人権・同和対策課関係についてご説明します。

資料の29ページをお開き願います。

まず、1の組織、事務分掌でございます。

職員数は9人の2班体制で、主な事務といたしまして、同和問題を初め、差別、虐待、いじめ、セクシュアル・ハラスメントなどさまざまな社会問題となっている人権課題について、人権尊重社会の確立を目指して各種施策を展開してまいります。

2の重点事業でございます。

まず、(1)の人権施策推進事業費234万5千円でございます。

大分県人権尊重社会づくり推進条例に基づき、人権を尊重する社会の確立を目指して、人権教育・啓発及び人権相談・支援・権利擁護などの施策を総合的に推進してまいります。

今年度は特に、企業・団体における人権研修を支援するため、研修用教材の作成や人権研修講師の派遣支援などを行うとともに、市町村と連携した企業訪問などにより、職場内研修の実施の促進を図ります。

また、NPO等の人権相談活動の支援を行い、NPO等と協働して相談事業の充実を図ってまいります。

次に、(2)の人権啓発環境整備事業費208万3千円でございます。

人権尊重社会づくりの推進を図るため、人権啓発講師等の人材の育成・教材の整備など、啓発に取り組むための基盤整備を行ってまいります。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

**吉岡委員** 1つだけ教えてください。

26ページの重点事業に、今回、スポーツ公園に資機材、情報科学高校に簡易トイレを置かれるっておっしゃいましたよね。それは洋式になりますよね。高齢者も多くて、洋式の確認だけ、ちょっとお尋ねします。

**法華津防災危機管理課長** 今回整備をいたしますのは、情報科学高校がイベント等で集まったお客さんの一時避難場所に指定をしておりますので、そこで使います簡易トイレと、あと食料等を大分スポーツ公園に備蓄をする予定にしております。

簡易トイレとありますので、基本的には洋式になろうかと思っておりますけれども、それについては確認の上、またご説明をさせていただきます。

**吉岡委員** ありがとうございます。

**近藤委員** この前、視察で看護科学大学に行ったんですよ。そしたら、学生さん方で朝食を食べない人がだいぶあって、体力がないからということで、昼食でそんなものを考えて

ちゃんと指導していますということでした。1番肝心な、県民の指導的な立場になる人たちが朝飯を食わんのが多いのにびっくりしたんですけど、やっぱり食育というのは相当いろんな分野でその大切さをアピールしていかないと、看護科学大生にしてそれでしょう。これは話になりませんな。もうちょっと何かうまくアピールをして、しっかり食育の大切さをももちろん学校でもしっかり教えていかないといけないと思うんですが、やっぱり食べ物は全て体を支配するわけですから、本当に重要だということを言っていないと、病気もなかなか減りません。私いつも言っていますけれども、本当に考えて食を食べたら、これはまさに究極の予防医学になるんですよ。そのことを幹部がしっかり頭に入れて、いろんな機会を通じてこれをやってほしいなと思うんですけど、部長、いかがですかね。ちょうど食を考えて食べていると思うんですけどね。

**柴田生活環境部長** 突然ですので、私に指名されたので、ちょっと驚きました。食育は本当に大事でございますけれども、1つ、家庭の中でそういう食育の大切さが学べる状況にあるかということでございますけれども、そこがなかなか難しくなっているような状況がございます。

学校教育、それから社会に出てからの啓発の両方が大変大切ですので、今後ともしっかり取り組みたいと思っております。

**佐伯食品安全・衛生課長** 大学に対しましては、今、県でも力を入れておりまして、これまで過去5年間かけていろいろな取り組みを、専門の食育の講師を派遣したり、それから実態調査ということでアンケート調査を実施して、大学生の実態等を把握しながら、これからさらに何が必要なかというところを今分析しているところでございます。

そういった意味で、今後も高校3年生、それから大学生、これからひとり立ちしようとする世代への取り組みも、近藤委員の言われるように大事な部分でございますので、これについては引き続き力を入れていきたいと考えております。

さらに、食育推進条例をことし4月1日から施行いたしましたので、これでそれぞれ世代間を通じて、小さいころから老人世代まで、それぞれの世代の取り組みを今後進めていきたいと思っております。全ての世代にわたって、それぞれの立場の取り組みを全庁挙げて取り組んでいきたいと考えております。

**森委員** 18ページの、うつくし作戦についてです。県民運動として幅広い参加を県民に求めることが大切だと思うんですけど、ここにある、うつくし推進隊の基盤強化について、具体的な推進隊のメンバーがどういうメンバーかというのと、県民一斉うつくし大行動——これは大作戦になると思うんですけど、市町村との連携というのがやっぱり重要だと思いますが、その辺についてどう考えられているか、教えてください。

**梶原うつくし作戦推進課長** 2点ご質問いただきました。

まず、1点目の推進隊のメンバーでございますが、これはこれまで12年間、ごみゼロおおい作戦ということで活動を展開してまいりましたが、このごみゼロおおい作戦のときにも、推進隊という組織が175団体ほどございまして、まず、この既存の団体を引き続き、うつくし推進隊ということで登録を今現在お願いをしております。

それから、団体ではやはり高齢化というような問題もありますので、若い方々の団体ということで、例えば県内の大学のサークルだとか、そうしたところにも声かけをして、新たな推進隊ということで任命をさせていただきたいと考えております。

それから、市町村との連携でございますが、各保健所・保健部が全部で9カ所ございますが、この保健所を事務局として昨年度、地域連絡会という組織を立ち上げております。この地域連絡会には地元の市町村、県の機関で振興局、土木事務所、さらには地域で活動していただいている環境保全団体に入らせていただきまして、毎年ここで情報共有しながら、地域の課題等をしっかりと確認していただいで新たな取り組みにつなげていくということもやっておりますし、また、先ほどのうつくしの大行動でございますが、それぞれ市町村ごとに一斉清掃の日がございますので、こうした取り組みを市町村から、日程、参加者の実績等、私どもにご連絡いただきまして、全体的にどれぐらいの県民の皆様方にご協力、ご参加いただいているのかということを経営共有しながら、活動の広がりにつなげていきたいと考えております。

**衛藤委員長** 委員外議員さんも何かあれば。

**吉富委員外議員** それでは23ページ、HACCP推進事業に関してなんですけれども、これをいち早く取り入れて、どれだけ他県よりもこれを進めていくかというのが、やはり大分県の農業を含めて、食物関係全てに大きくかかわってくると私は思っております。当然、輸出も含めてなんですけれども。

そこでお伺いしたいのは、現在このHACCPによる衛生管理の推進なんですけれども、大体何品目、何種類ぐらい、今取り組みをされているところがあるのでしょうか。そこから教えてください。

**佐伯食品安全・衛生課長** 大分県内においては、現在のところ、施設数として23施設ということになっておりまして、これについては比較的規模の大きい清涼飲料水の製造業、冷凍食品の製造業、それから魚介類の加工業、しょうゆ製造業、こういったところを中心に23施設がHACCPを導入しているところでございます。

現在、吉富議員の言われるように、いかに大分県内でもHACCPの導入施設をふやしていくかということが大きな課題になっているわけですが、大分県内で許可が必要な業種が全部で約2万施設弱ほどございますけれども、この中で、まずはある一定の規模の業者、それから広域に食品が流通する業者を中心に取り組みを進めたいということで、例えば瓶詰・缶詰製造業でありますとか、酒類製造業、食肉製品製造業、乳製品製造業、こういったところをピックアップしたところ、大体385施設ほど現在ございます。こういったところを、まずは早くHACCPが導入できるようにということで取り組みを進めていきたいと今考えているところでございます。

**吉富委員外議員** 先ほど近藤委員のほうから話がありました食育の関係にも、これはかかわってくるんですけれども、体にいいものを食べるということになると、このHACCPの考え方というのは、農業生産者、また漁業にしても、畜産の関係にしてもそうなんですけれども、大変重要なことになってくるんですね。さらにいいますと、和食が世界遺産に登録されたといってお喜びですが、これは逆に、ほっておくとこの和食という文化がなくなるおそれがあるから世界遺産に登録されているというのが実情なんです。

だから、この辺のことも深く考えて、ぜひとも今後の取り組みをしていただければありがたいと思いますので、よろしく申し上げます。

**佐伯食品安全・衛生課長** 吉富議員もよくご存じのとおり、現在、国もHACCPの推進ということで、2020年の東京オリンピック・パラリンピックをめどに義務化をしてい

こうというような国の動きがございます。

大分の場合も、平成30年度にはラグビーワールドカップもございまして、当然そういうときに食品の製造にしても、生産にしても、国際標準ということが旅館、飲食店で多分言われてくるだろうと思いますので、私どもとしても、何とかラグビーワールドカップ大分大会が開催される前にはかなりの部分でHACCPの導入ができるように早急に取り組みを進めていきたいと考えております。

それからもう1点、いわゆる和食、伝統食・伝承食等の関係なんですけれども、これにつきましては食育の事業の関係で、新たな長計の中でも大きな位置づけにしております、やはり今までの伝統食等もしっかり掘り起こしながら、伝統の食文化を残していこうというような取り組みもことし新たにする部分もございまして、そういった部分もさらに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに質疑もないようですので、これをもちまして平成28年度の行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①と②の報告をお願いします。

執行部をお願いします。時間も迫りましたので、説明は簡潔をお願いします。

**柴田生活環境部長** 私から、県計画の策定・変更スケジュールについて、ご説明申し上げます。資料の30ページをお開きください。

今年度、生活環境部において策定・変更を行う予定の計画でございます。

まず、1つ目は生活環境企画課が所管する第10次大分県交通安全計画ですが、この後、その概要についてご説明いたします。

2つ目の県民生活・男女共同参画課が所管する第4次大分県DV対策基本計画ですけれども、DV防止法の第3次改正等を反映し、29年2月ごろの策定を予定しています。

今後、表の右端にあるスケジュールに沿って進めながら、適宜、その概要等を本委員会においてご報告させていただきます。

**望月生活環境企画課長** ただいまの資料の31ページをごらんください。

現在策定中の第10次大分県交通安全計画について、ご報告いたします。

まず、資料左上の1の計画の位置づけでございます。交通安全対策基本法第25条第1項に定める大分県における陸上交通の安全に関する計画として策定します。

その下、2の計画の基本理念ですが、交通事故のない日本一安全で安心して暮らせる大分県を目指すということで設定しております。

3の計画期間ですが、平成28年度から32年度までの5年間でございます。

次の4の数値目標ですが、大分県長期総合計画の目標指標を踏まえ、平成32年度までに交通事故死者数を39人以下、交通事故負傷者数を5,900人以下としています。

右上の5、対策の視点でございます。

①高齢者及び子供の安全確保、②歩行者及び自転車の安全確保、③生活道路における安全確保など6つでございます。

その下、6の施策の柱は、①道路交通環境の整備、②交通安全思想の普及徹底、③安全



運転の確保など9つとしています。

最後に、7の今後の主なスケジュールでございますが、先月から今月にかけてパブリックコメントを実施して、県民のご意見をお伺いし、最終案を交通安全対策会議幹事会や委員会で協議、策定し、6月に当常任委員会で報告を行う予定です。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に質疑もないようですので、残りの報告をお願いします。

**後藤県民生活・男女共同参画課長** おおいた性暴力救援センター・すみれの開設について、ご説明いたします。

お手元のうつくし作戦のクリアファイルに挟んでおります3つ折りのリーフレットをごらんください。

性暴力の被害に遭われた方が安心して相談できるよう、総合的な支援を行うおおいた性暴力救援センター・すみれをこの4月1日に開設いたしました。

この救援センターでは、専任の相談員による電話や面接での相談のほか、被害に遭われた方の意思を尊重しながら、医療やカウンセリング、弁護士相談などの支援に確実につなげてまいります。

リーフレット中央の下のほうにありますように、救援センターの相談専用電話は097-532-0330でございます。この電話の下4桁は、「オーイタスマレ」と読みます。女性に対する暴力根絶運動のシンボルカラーであります紫を連想させるものとして覚えやすく、すみれと名づけたものです。

相談時間は、平日の9時から20時までとしております。

県や市町村の広報誌での掲載や、配付しておりますリーフレットやカードを、保健所等の県機関、市町村役場や警察署、大学や高校など、身近な所で手に取っていただきやすい場所に置きまして、周知を図ってまいります。

**法華津防災危機管理課長** 大分県原子力災害対策実施要領の改定について、ご説明いたします。

お手元に厚い冊子の実施要領をお配りしておりますが、委員会資料の32ページで説明させていただきます。

大分県原子力災害対策実施要領では、原子力災害時の情報伝達や広報活動、環境放射線モニタリング、屋内退避、愛媛県からの避難者受け入れなどの具体的手順をまとめていますが、福島第一原子力発電所の事故の教訓などから、地震や津波等に起因して発電所の事故が重複して発生する複合災害においては、自然災害と原発事故の両方に対して適切な対応や行動をとる必要があります。

昨年度、大分市佐賀関の大黒地区、小黒地区で屋内退避訓練を実施しました。同地区の南海トラフ地震の津波避難計画では高台に避難することとされていますが、一方で原子力災害では屋内退避を行うため、適切な行動がわかりにくいとの指摘がありました。このため、新たに複合災害時の対応の章を設けて、その体制や対応の手順について明記しました。

1 複合災害時の活動体制及び2 複合災害時の情報伝達・広報活動については、実施要領の第1章で定めているものと重複しますが、第7章にも再掲しました。

その下の点線で囲んだ、3 複合災害時の防災対策が今回新たに追加したものです。

まず、複合災害の特徴についてです。

本県は伊方発電所から最短でも45キロメートルで、相当の距離にあるため、原発事故によって放出された放射性物質が、一団の空気、プルームとなって影響を及ぼすまでには、一定の時間があります。万一、このプルームが本県まで到達した場合でも、直ちに健康被害をもたらすことはないと考えられることから、まずは地震後に発生する津波から避難することが重要であることを決めました。

次に、県や市町村の対応についてです。

まずは、住民への津波避難の呼びかけを行い、その後、正確な伊方発電所の事故情報等を住民に伝達するとともに、事故の進展に応じて、屋内退避の注意喚起や指示を行います。地震や津波の影響で、一時避難場所から屋内退避を行う自宅や指定避難所までの経路が寸断された場合には、自衛隊や消防、警察などによる道路啓開やヘリコプターによる搬送など、避難の支援について決めました。

最後に、住民の避難行動についてです。

命を守るための最優先の行動として、地震後速やかに高台等へ避難することを定め、また、道路寸断等により屋内退避可能な建物等への移動困難な場合は、あらゆる通信手段や赤色や黄色の布を使って、移動に支援が必要なことを自衛隊や消防、警察に伝えることとしています。さらに、屋内退避を実施することとなった場合の注意点等について定めたところであります。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、ご意見などはございませんか。

**平岩委員** すみれの開設は本当にありがたいことだと思っています。本当はすみれが活躍しないような状況がつけられるのが1番いいと思うんですけども、大変厳しい状況があると思うんですが、私がこれを想像するとき、被害に遭った女性がどんな形ですみれにつながっていくのかなというのをいつも思ってきました。すぐに事故に遭った方、それから、ずっと前に遭ったけれども、ずっとトラウマを抱えて苦しんでいらっしゃる方、そして家族やいろんな人の支援でここにつながってくる人と、いろいろだと思うんですけども、もちろん弁護士とか、それから産婦人科のお医者さんとかの連携もあると思うんですけど、割と、あっちはいけないけど、警察からの連絡というか、警察で先に保護されて、そしてここにつながってくるという方もいらっしゃると思うんです。だから、これからやっていくと思われそうですが、そういう関係機関との連携、まず、すみれで受けている――まだ相談はそんなにたくさんないと思いますが、これから受けていくであろう相談と、いろんな部署の担当者との連携がこれからどうやって行われていくのかという、少し先のことを教えていただけたらと思います。

**後藤県民生活・男女共同参画課長** 平岩委員がおっしゃられますように、関係機関との連携というのは非常に大切なことだと思っております。

このすみれを開設するに当たって、これまで準備をしてきた経緯におきましても、警察や婦人相談所、産婦人科医会、あるいは臨床心理士会、それから各病院関係と定期的に会議を持ちまして、この準備を進めて、この4月1日に開設の運びとなったところでございます。

今後も、先ほどおっしゃられましたように、窓口を開設していてもなかなか、みずから自分の力でそこに電話をするには、非常にハードルが高いものがありまして、いろんな方の紹介だとか、別のところに相談をして、そういう内容であればぜひすみれにつなぐと、その専任の相談員が本当に寄り添ってくれる、そういう間接的な紹介がやっぱり必要になってくるかと思えます。

今年度も、設立準備に当たって集まっていた検討会議を連絡会議という形に変えまして定期的に開催し、相談の状況や、あるいはいろんな課題を協議・検討していくこととしております。

**平岩委員** ありがとうございました。これからまた、いろんなケースが出てくると思いますので、しっかり支援していく方々が力量も蓄えながら、また支援していただけるとありがたいと思えます。

それから、原子力対策の実施要綱については非常に課題も大きいと思えますが、いつも言われるのが、プルームがすぐにやってこないから健康被害がすぐに出てくるわけではないという言い方をずっとされているんですね。福島でもそういう言い方をされてきたけれども、現実的に福島の子供たちには甲状腺がんが異常なほど出ているということを考えたときに、やっぱり何かがあったときの原子力の立ち位置というのは本当に大きな課題になってくると思いますので、みんなそれは共通理解の上に立っていると思うんですけども、その点についてはしっかりと目を光らせていかなければいけないと私は個人的に思っています。これは意見ですけども、一応お伝えしておきたいと思えます。

**近藤委員** 今度の地震で大変な揺れがあったわけなんですけど、伊方発電所の想定が650ガルですか、半分ぐらいですよ、耐震構造。これぐらい揺れがあったときは、中央構造線がそばを走っていますので、大変なことになると。もう原子力災害が一旦起こったら、どんな避難マニュアルをつくったっておしまいになるということを、やっぱり我々はしっかり頭の中に入れとかんといけんのやないかなと思うんです。

例えば川内原発で何かあったら、新幹線を使って避難するというのがありましたけれども、大きな揺れが来たら公共機関は皆とまるわけなんですから、動くのはヘリコプターぐらいしかないでしょう。そういうこともあり得るということを、しっかりと頭の中に入れとかんといかんのじゃないですかね。それが今回の地震の大きな教訓じゃないですか。すぐ来ないと言いますが、原発災害があったら、風の吹きようでどこに来るかわからない。すぐ来ますよ。特に大分は近いので、東風が吹くときにはすぐ大分が1番大きな被害が来ると、私はそう思っております。

風評被害も、これほどひどいものはないわけでありまして、お客さんは来ない、物も売れなくなる、そういうことも絶対ないとは言えないわけでありまして。そのことを大分県民は頭にしっかり入れて、言うべきことはしっかり言わんといかんなど、私はそう思いますが、部長の見解を聞かせてください。

**柴田生活環境部長** 原子力災害は本当に起こってはならないことだということは私どもも強く思っております。そのために今回、伊方がそばにあるわけですが、この伊方が稼働するというお話に関しては、しっかり安全性を確認された上で再稼働が始まると考えておりまして、私どもとしては、もしも、万々が一災害が起こったときに、県民がより安全に避難できるようにということで、今回の原子力災害実施要領においても、複合災害と

ということで改めて再掲したということで、まずは津波からの避難、それからその後に屋内退避ということで定めたようなところでございます。

**近藤委員** 福島事故も大丈夫とずっと言われてきたけど、まさかあのときも電源が海面より低くつくってあったんですね、後でわかったことなんですけれども。それで安全と言われていたわけなんですけれども、今回、伊方の場合も、今回の揺れの半分程度の基準で大丈夫と言われておるわけですから、それ以上に大きな、倍以上のものが今回起っているわけですから、そういうことも起こり得るということをやっぱり常に考えとかなといけない。そのために、もう少し耐震基準を上げてもらうとか、やっぱり大分はしっかり物を言わんといかんと思いますよ。私はそう思います。

**守永委員** 関連する内容ではあるんですけども、この大分県原子力災害対策実施要領の改定という形の説明だったんですが、今見た中でも、やはり今回の熊本地震なんかでも、あれだけ大きな地震、揺れを感じて、家に戻れない、いわゆる路上に避難しているという状況、そこしかもう安心できないんだという状況の中で、原子力に対する屋内避難をせざるを得ないような状況下で、どう住民の方々に安全なところを示して、退避行動させるかというのが課題だと思っています。今回この中では、単純に屋内退避、津波がおさまったら屋内へという経路しかありませんけれども、より現実をリアルに見詰めた中で、さらに安全な方策なり避難経路を示せるように検討を進めていただきたいと思います。

**柴田生活環境部長** 今回の熊本地震への対応というのが、全てにわたって私どもも検証していかないといけないと思っています。そういう意味で、当然この原子力災害対策実施要領につきましても、必要な部分があれば見直しをしていきたいと考えております。

**井上副委員長** ちょっとこちらの実施要領、厚いほうからでもいいですか。

115ページ、愛媛県からの受け入れについて書いてあるところですね。第6章、愛媛県からの避難者受け入れの中の115ページです。

今、原子力災害のときには屋内という説明があって、ここに参考として屋外受け入れ箇所数というものもあるんですけど、これはどういう意味なんですかね。

**法華津防災危機管理課長** ただいま井上副委員長からご質問のありました実施要領本体の115ページに書いてある、この人数にありますけれども、これは大分県内で愛媛県からの避難者を受け入れる施設、屋外の受け入れ箇所数と、屋内の収容人数等の一覧を記載したものであります。状況によって、このうちから幾つかを選択して、愛媛県からこちらに来た避難者の方を収容することとなります。

**井上副委員長** この場合、愛媛県で事故が起こった場合は、大分県までは放射能は来ないということで屋外のも書いてあるということでしょうか。

**法華津防災危機管理課長** そのように理解していただいて結構です。

**荒金委員** 今、黙って聞いてったんですけど、基本的に原子力発電そのものを否定する意見がいっぱいあるんです。だけど、国としては残して稼働させているという部分があるので、そのあたりも含めて議論しないと何もならないと思うんですよ。だから、もし来たときは終わりだというぐらいの気持ちじゃないと、国の施策の中で原子力をやめないわけですから、やっている以上は今あるものをどういう形で県民に安全に――安全にはならんけれども、安心させるかということも1つの案だと私は思います。

だから、私の意見としてはそういう部分もあるので、やっぱりそれも含めて考えていっ

たほうがいいと思いますので、今後、限界がありますけれども、できる限りのノウハウを持ってきて、大分県民が安心するような状況を皆さんに教えていただくとありがたいなと思います。

**衛藤委員長** ほかに質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別のないようでありますので、これをもって生活環境部関係を終わります。

執行部はお疲れさまでした。ここで休憩します。

午後 2 時 2 9 分休憩

午後 2 時 3 4 分再開

**衛藤委員長** これより、福祉保健部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず私からご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**衛藤委員長** では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

**衛藤委員長** また、本日は委員外議員として吉富議員、羽野議員に出席いただいております。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の木付君です。（起立挨拶）

政策調査課の飛河君です。（起立挨拶）

続きまして、執行部の自己紹介をお願いします。

〔草野福祉保健部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

**衛藤委員長** それでは、福祉保健部関係の平成 2 8 年度の行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

**草野福祉保健部長** それでは、お手元の福祉保健生活環境委員会資料の 1 ページをお開きください。

福祉保健部の組織、予算及び重点事業等について、説明申し上げます。

まず、部に係る行政組織及び予算等の総括的事項について、私から説明申し上げまして、各課室長から、それぞれの組織、分掌事務、重点事業等について、順次説明いたしますので、よろしくをお願いします。

初めに組織等についてです。

まず、本庁ですが、上から福祉保健企画課、地域福祉推進室、監査指導室、医療政策課、薬務室、健康対策課を改称して健康づくり支援課、国保医療室、高齢者福祉課、こども子育て支援課を分割・再編してこども未来課、こども・家庭支援課、2 ページをお開きいただきまして障害福祉課の 7 課 4 室となっております。

なお、健康づくり支援課は、健康寿命日本一の実現に向け、県民総ぐるみで健康寿命の延伸を目指すために改称いたしました。こども未来課は、子育て満足度日本一の実現に向け、健康対策課から子ども医療費や不妊治療費の助成事務を移管するなど出会いから結婚、

妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援を一元的に推進するために設置し、こども・家庭支援課は、困難な状況にある子供と家庭に対する支援に特化した組織として、よりきめ細かに対象者に向き合うために、それぞれ分割・再編したものです。

次に、地方機関ですが、1ページに戻っていただきまして、福祉保健企画課において保健所6カ所、保健部3カ所を所管しております。

また、こども・家庭支援課では、二豊学園、こども・女性相談支援センター、中津児童相談所などを所管しております。

そして、2ページの上のところですが、障害福祉課では、こころとからだの相談支援センターなどを所管しております。

次に、部全体の職員数ですが、本庁が221人、地方機関が364人、総数で585人となっております。

その下の(2)県立施設ですが、大分県社会福祉介護研修センターなど4施設ございまして、いずれも今年度、指定管理者の更新を行い、今後5年間、大分県社会福祉協議会などに運営を委託しております。

続いて3ページをお願いいたします。

本年度の福祉保健部関係の予算について、説明いたします。

まず、(1)一般会計ですが、当部に関係する予算総額は、福祉保健部①の計の部分で、939億9,604万円でございます。

これを右のほうにあります27年度7月現計予算額(B)と比較しますと、15億5,295万7千円、率にして1.7%の増となっております。

増額となった主な理由としましては、平成30年度の国民健康保険制度改正に向けた大分県国民健康保険財政安定化基金の積み立てや介護サービス基盤整備事業の施設整備などが増額となったためです。

また、4ページの(2)特別会計ですが、母子父子寡婦福祉資金特別会計に1億5,456万6千円を、公債管理特別会計について257万1千円の予算を計上しております。

続いて、5ページをお開きください。

当部の28年度当初予算のポイントについて説明いたします。

1つ目は子育て満足度日本一の実現です。

地域の子育て環境の整備、子供の貧困対策の推進や児童虐待防止の強化を図るとともに、人口減少の緩和と地方創生に向けて、若者の結婚・出産等の希望をかなえ、子育て満足度日本一の実現を目指します。

2つ目は健康寿命日本一の実現です。県民総ぐるみの健康づくり運動の推進、誰もがいつでも、どこに住んでいても適切なサービスを受けられる医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を図り、健康寿命日本一を目指します。

6ページをごらんください。

3つ目の障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進では、障がい者がみずから進んで地域で安心して暮らしていけるよう、今月から施行された障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例を着実に運用し、障がい者に対する理解促進や権利擁護の推進、サービス提供体制の充実を図るとともに、障がい者の就労を促進し、障がい者雇用率日本一の早期奪還を目指します。

4つ目の地域社会の再構築では、少子高齢化の進展に伴い、人間関係が希薄化し、コミュニティ機能が低下する中、地域力を結集し、人と人のつながりの再構築を推進します。

5つ目の危機管理体制の充実では、県民の生命と健康を脅かすエボラ出血熱等の健康危機に対し、迅速に対応できる体制の整備等を図ります。

以上、5つの柱に沿って各施策を組み立てております。

具体的な事業の内容につきましては、それぞれの担当課室長から説明申し上げます。

**前田福祉保健企画課長** 7ページをごらんください。

福祉保健企画課関係について説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は総務班以下3つの班で構成され、本庁の職員数は、部長、審議監を含め、計18人となっております。

また、当課が所管する地方機関は6保健所、3保健部であり、その職員数は240人となっております。

次に、事務分掌ですが、15項目あり、主なものは、(4)及び(5)の部全体に係る組織・人事・予算に関すること、(10)の地域保健法の施行に関することなどがございます。

次に、8ページをごらんください。

2の課・室の予算について、説明申し上げます。

当課の平成28年度当初予算は、地域福祉推進室及び監査指導室分を含め、左から2つ目の(A)欄にありますように、51億6,738万2千円となっております。これを右のほうにある平成27年度7月現計予算額(B)欄と比較いたしますと、前年度対比で、1億7,837万3千円、3.3%の減となっております。これは主に、11年間にわたる社会福祉事業団自立支援事業が終了したこと等によるものでございます。

次に、3の重点事業についてご説明申し上げます。

地域の健康課題みえる化促進事業費1,566万4千円でございます。

右側の事業概要欄にありますとおり、この事業は、新長計に掲げた健康寿命日本一に向け、地域の特性に応じた健康施策を展開するため、県民約2万人に対してアンケートを実施し、健康に関する意識及び行動などの実態調査・分析を行い、性別、年齢別、市町村別の健康課題のみえる化を図るものです。

**大戸地域福祉推進室長** 9ページをお開きください。

地域福祉推進室関係について説明申し上げます。

1組織、事務分掌の組織ですが、当室は地域福祉班と保護班で構成され、職員数は12人となっております。

次に、事務分掌ですが、12項目あり、主なものは、(1)の社会福祉法の施行に関すること、(5)の災害救助法の施行に関すること、(9)の生活保護法の施行に関すること、さらに(12)の生活困窮者自立支援法の施行に関することなどがございます。

次に、10ページをごらんください。

2重点事業について、説明申し上げます。

地域のつながり応援事業費1,053万9千円でございます。

この事業は、孤立ゼロ社会の実現に向け、市町村等と協働して各種取り組みを行うものです。

主なものとしまして、1つ目の二重丸では、サロンの立ち上げや活動の充実に向けた支援を引き続き行い、2つ目の二重丸で、判断能力が不十分な方を支援するため、法人後見推進マニュアルの策定等により成年後見制度の推進を図るとともに、3つ目の二重丸では、九州地域戦略会議の合意に基づき、地域で見守り支え合う住民の意識を醸成するため、九州・山口統一の啓発テレビCMを放映するものです。

**荒木監査指導室長** 11ページをお開きください。

監査指導室関係について説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室は高齢・介護施設監査班以下3つの班で構成され、職員数は11人となっております。

次に、事務分掌ですが、7項目あり、主なものは、社会福祉法等に基づく社会福祉法人や施設等の指導監査に関することなどでございます。

次に、12ページをごらんください。

2の重点事業について、説明申し上げます。

社会福祉法人指導監督事業費303万3千円でございます。

この事業は、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、適正な運営の確保を図るとともに、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者に対する指導・監査を行い、サービスの質の確保、給付の適正化を図るものです。

**廣瀬医療政策課長** 13ページをお開きください。

医療政策課関係について、説明申し上げます。

まず、1の組織、事務分掌の組織についてですが、医務班以下5つの班で構成されており、職員数は、看護科学大学への業務援助職員、県立病院に研修医として勤務する自治医科大学卒業医師及び地域医療確保のため市町村に派遣している医師を合わせ、55人となっております。

次に、事務分掌についてですが、27項目ありまして、主なものは、(2)の医療法の施行に関する事、(8)の保健師助産師看護師法の施行に関する事、(19)から(21)までの救急医療に関する事、(23)の地域医療の確保に関する事などでございます。

続いて14ページをごらんください。

課・室の予算についてですが、当課の平成28年度の当初予算は、薬務室分を含め、5億9,129万1千円となっております。これを右側の(B)欄と比較いたしますと、前年度対比で1億9,803万4千円、3.4%減となっております。これは、ドクターヘリ運航事業の減額、平成27年度に大分大学医学部附属病院のヘリポートにヘリの格納庫の整備を行いました、その整備が終わったことによるものなどです。

続きまして、3の重点事業についてご説明いたします。

まず、災害拠点病院等耐震化緊急整備事業費1億7,924万7千円でございます。

この事業は、大規模な地震発生時の医療を確保するため、医療施設耐震化促進基金を活用し、災害拠点病院等が行う耐震化に対して補助するものであり、28年度は、災害拠点病院である佐伯市の南海医療センターの耐震化に対して補助するものです。

なお、南海医療センターの耐震整備は29年度に完了する見込みですが、これにより県内13カ所の災害拠点病院全てにおける耐震整備が完了いたします。



15ページをお開きください。

次に、在宅医療を支える看護職員確保定着事業費583万8千円です。

この事業は、在宅医療を支える看護職員の確保・定着及び質の向上を図ることを目的として実施するものです。

主なものとしまして、3つ目の二重丸では、訪問看護ステーションの活性化及び経営基盤を強化するための研修費用に対して補助し、管理者を育成するほか、4つ目の二重丸では、医療現場において豊富な経験を蓄積してきた退職看護師をプラチナナースとして活用する再就業支援システムの構築に対して補助するものです。

**芦刈薬務室長** 16ページをごらんください。

薬務室関係について説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室の職員数は7人となっております。

次に、事務分掌ですが、13項目あり、主なものは、(1)の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事、(9)の安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関する事などでございます。

次に、17ページをお開きください。

2の重点事業について、説明申し上げます。

献血推進事業費425万5千円でございます。

大分県の献血者数は、平成3年をピークに減少しており、特に30歳未満の若年層献血者が大きく減少しています。このため、2つ目の二重丸、献血推進啓発普及事業や、1番下の二重丸の大分県学生献血推進協議会への委託事業により、若年層への献血意識の普及啓発や献血者基盤の拡大を図るものでございます。

**藤内健康づくり支援課長** 18ページをごらんください。

健康づくり支援課関係について説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は、健康対策課を健康づくり支援課に改称するとともに、健康寿命延伸班を新設しました。職員数は23人となっております、管理・疾病対策班以下5つの班で構成されております。

次に、事務分掌ですが、28項目あり、主なものは、(4)の健康増進法を初め、(9)の母子保健法、(15)の感染症法、(22)の難病法、(24)肝炎対策基本法の施行に関する事などでございます。

次に、19ページをお開きください。

2の課・室の予算について説明申し上げます。

当課の28年度当初予算は、国保医療室分を含め、352億9,999万2千円となっております。これを(B)欄と比較しますと、前年度対比で4億8,928万3千円、1.4%の増となっております。これは、主に大分県国民健康保険財政安定化基金積立金などの増によるものです。

次に、3の重点事業について説明申し上げます。

みんなで進める健康づくり事業費2,278万7千円でございます。

この事業は、県民の健康寿命延伸のため、健康づくりへの意識向上等に取り組むものです。

主なものとしまして、1つ目の二重丸では、県民会議や県民大会を開催するとともに、

健康づくりへの意識向上に向けた啓発等を行います。

また、3つ目の二重丸では、従業員の健康支援を通して会社の益を生もうとする経営理念を普及し、実践する事業所を増加させるために健康のみえる化や企業訪問指導等を実施し、健康経営事業所の拡大を図るほか、4つ目の二重丸は、健康づくり事業への参加や日常のウォーキングなどに対して、ヘルスケアポイントを付与し、商店街やコンビニで使えるようにする仕組みの調査研究を行います。

20ページをごらんください。

エボラ出血熱等感染症対策推進事業費1,022万3千円でございます。

この事業は、エボラ出血熱等の県内発生時における適切な医療提供体制を構築するため、第一種感染症指定医療機関である県立病院への患者移送体制を整備するとともに、感染防護訓練を行うものです。主なものとして、患者移送車の更新と感染症対策強化のための指導者の養成を行います。

**幸国保医療室長** 21ページをお開きください。

国保医療室関係について説明申し上げます。

まず、1の組織、事務分掌の組織についてですが、当室は国保指導班と国保広域化推進班、保険医療指導班の3班で構成され、職員数は10人となっております。

国保広域化推進班は今年度新設した班ですが、県職員2人のほか、別府市、杵築市及び国民健康保険団体連合会からの派遣職員が3人おり、5人体制となっております。

次に、事務分掌についてですが、5項目あり、主なものは、(1)の市町村等の国民健康保険事業運営の指導監督に関する事、(5)の都道府県医療費適正化計画の策定及び推進など高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事などです。

次に、22ページをごらんください。

2の重点事業について、説明申し上げます。

大分県国民健康保険財政安定化基金積立金4億44万3千円でございます。

この事業は、平成30年度から国保の財政運営を市町村とともに都道府県が担うこととなりますが、国保財政の安定化を図るため、収納不足により国保事業の財源が不足する市町村に対し、貸し付けや交付ができるよう、その財源を基金に積み立てるものです。

**清末高齢者福祉課長** 高齢者福祉課関係について説明申し上げます。

資料の23ページをお開きください。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は、長寿・援護班以下4つの班で構成され、職員数は26人となっております。

次に、事務分掌ですが、17項目あり、主なものは、(1)の老人福祉法を初め、(3)の高齢者虐待防止法、(5)の介護保険法の施行に関する事及び(9)の戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事などです。

次に、24ページをごらんください。

2の課・室の予算について説明申し上げます。

当課の28年度当初予算額は178億3,816万3千円となっております。これを右側の(B)欄と比較いたしますと、前年度対比で4億2,906万6千円、2.5%の増となっております。

主な増減の理由としては、介護サービス基盤整備事業による施設整備の増によるもので

ございます。

次に、3の重点事業について説明申し上げます。

地域包括ケアシステム構築推進事業費1,785万5千円です。

この事業は、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を推進するものです。

主なものとしまして、1つ目の二重丸では、医師が参加する地域ケア会議のモデル的な開催支援により、地域ケア会議の進化・促進を図るとともに、要介護認定者を対象にした在宅医療などの実態調査を行うことにより、医療・介護連携のさらなる充実・強化を図ります。

また、4つ目の二重丸では、リハビリテーション専門職に対する市町村からの派遣ニーズに対応するため、職能協会を通じて人材バンクの立ち上げを行います。

次の25ページをお開きください。

若年性認知症相談支援体制整備事業費397万5千円です。

この事業は、若年性認知症の人やその家族に対して医療・福祉・就労等の総合的な支援を行うものです。

主なものとしまして、1つ目の二重丸では、大分県社会福祉介護研修センター内に若年性認知症相談支援コーディネーターを配置するほか、3つ目の二重丸では、病院等で相談対応を行う担当者向けの研修を開催することで、相談支援体制のさらなる強化を図るものです。

**二日市子ども未来課長** 26ページをごらんください。

28年度の組織改正によりまして、昨年度まで設置されていた子ども子育て支援課が分割・再編され、子ども未来課及び子ども・家庭支援課が新たに設置されました。

それでは、子ども未来課関係について説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は子ども企画班以下3つの班で構成され、職員は15人となっております。

次に、事務分掌ですが、11項目あり、主なものは、(1)の児童福祉法の施行に関すること、(6)の次世代育成支援対策推進法の施行に関すること、(7)の次世代育成支援施策の推進に係る企画調整に関すること、(8)の不妊治療費助成事業等に関すること、(10)の子ども・子育て支援法の施行に関することなどでございます。

次に、27ページをお開きください。

2の課・室の予算について説明申し上げます。

当課の28年度当初予算は126億5,818万3千円となっております。これを(B)欄と比較いたしますと4,094万6千円、0.3%の増となっております。これは、主におおいた子育てほっとクーポン活用事業の増などによるものです。

次に、3の重点事業について説明申し上げます。

まず、おおいた出会い応援事業費2,649万7千円でございます。

この事業は、若い世代の結婚等への希望をかなえるため、広域的な出会いの場を提供するとともに、結婚や子育てへのプラスイメージの醸成等を図るものです。

主なものとしまして、1つ目の二重丸では、県内外の未婚者を対象に広域的な出会いの場を拡充して提供するほか、2つ目の二重丸で、企業等による従業員に対する婚活支援活

動の活性化を図るため、企業間の婚活イベントを企画・実施するコーディネーターの配置等を行います。

また、3つ目の二重丸では、市町村における婚活支援の活性化を図るため、婚活を支援するサポーターの養成研修を実施するほか、4つ目の二重丸で、九州・山口各県連携で結婚と子育てを考えるポジティブキャンペーンの実施と婚活イベント情報の共有を行います。

28ページをごらんください。

次に、保育士確保対策事業費1,475万9千円でございます。

この事業は、待機児童の解消に向けて保育士を確保するため、再就職支援を行うとともに、新たに離職防止対策や保育士を目指す学生への修学支援等を行うものです。

主なものとしまして、1つ目の二重丸にありますように、保育士・保育所支援センターの運営を委託し、県外養成施設に通う県出身学生に対する県内就職支援等を行うほか、2つ目の二重丸では、新任保育士へのセミナーや施設管理者向けの研修を実施し、離職防止を図ります。

また、3つ目の二重丸では、保育士資格を有しない者に対する子育て支援員研修を実施するほか、4つ目の二重丸では、保育士養成施設の学生に対する修学資金の貸付費用等を実施機関に助成します。

次に、放課後児童対策充実事業費5億345万8千円でございます。

この事業は、放課後の子供たちに安全で健やかな生活の場を提供するため、放課後児童クラブを運営する市町村に対して助成するものです。

主なものとしまして、1つ目の二重丸では、放課後児童クラブの運営費等を助成するほか、3つ目の二重丸では、生活保護受給世帯や児童扶養手当受給世帯等の低所得世帯への保護者負担金の減免措置を行う市町村に対して助成します。

**伊東こども・家庭支援課長** 資料の29ページをお開きください。

こども・家庭支援課関係について説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は家庭支援班以下2つの班で構成され、職員は10人となっております。

また、当課が所管する地方機関は、二豊学園以下6機関あり、その職員数は102人となっております。なお、中央児童相談所、婦人相談所及び婦人寮の3機関につきましても、こども・女性相談支援センターとの兼務となっております。

次に、事務分掌ですが、11項目あり、主なものは、(1)の児童福祉法を初め、(5)の母子父子寡婦福祉法、(8)の児童虐待防止法、(11)の子どもの貧困対策推進法の施行に関することなどでございます。

次に、30ページをごらんください。

2の課・室の予算について説明申し上げます。

当課の28年度当初予算は43億4,741万円となっております。これを(B)欄と比較いたしますと3億2,452万7千円、率にして8.1%の増となっております。これは、主に職員が手厚く配置されている児童養護施設などに支弁する保護単価が、国の制度改正により改善されたことによる、児童措置費の増などによるものなどでございます。

次に、3の重点事業について説明申し上げます。

まず、子どもの貧困対策推進体制整備事業費199万7千円でございます。

この事業は、貧困の問題を抱える子供の早期発見・支援のため、福祉や学校関係者等で構成される要保護児童対策地域協議会を中心とした支援体制を構築するものです。

主なものとしまして、1つ目の二重丸では、新たに子供の貧困問題に取り組むため、要保護児童対策地域協議会に対して貧困問題に精通したアドバイザーの派遣等を実施します。

また、2つ目の二重丸では、市町村長や学校長等を対象としたトップセミナーの開催や3つ目の二重丸の学校教諭等を対象に研修会を実施します。

31ページをお開きください。

次に、ひとり親家庭等自立促進対策事業費1,575万3千円でございます。

この事業は、経済的基盤の弱いひとり親家庭の自立促進や児童の健全育成を支援するため、就業支援や子供の居場所づくりなどを総合的に実施するものです。

主なものとしまして、1つ目の二重丸では、社会福祉施設を活用した子供の居場所をモデル的に設置し、見守りや学習支援、食事の提供等を行います。

また、3つ目の二重丸では、ひとり親家庭の親が、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指す場合に、養成機関への入学準備金や就職準備金の貸付費用を実施機関に助成いたします。

**高橋障害福祉課長** 32ページをごらんください。

障害福祉課関係について説明申し上げます。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は計画・スポーツ班以下5つの班で構成され、職員数は34人となっております。

また、当課が所管する地方機関は、こころとからだの相談支援センター以下4つあり、その職員数は25人となっております。なお、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターの3機関については、こころとからだの相談支援センターとの兼務となっております。

次に、事務分掌ですが、17項目あり、主なものは、(1)の身体障害者福祉法を初め、(2)の知的障害者福祉法、(3)の障害者総合支援法、(4)の児童福祉法のうち、障害児に関すること、(6)の精神保健福祉法、(8)の自殺対策基本法及び(12)の障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の施行に関することなどがございます。

次に、33ページをお開きください。

2の課・室の予算について説明申し上げます。

当課の28年度当初予算額は130億9,361万9千円となっております。これを(B)欄と比較いたしますと6億4,554万2千円、5.2%の増となっております。これは、障がい福祉サービスを利用する障がい者がふえたことなどによる障害者自立支援給付費の増などによるものでございます。

次に、3の重点事業について説明いたします。

重症心身障がい児者在宅支援推進事業費556万1千円でございます。

この事業は、在宅で暮らす重症心身障がい児者やその家族への支援を強化するため、国立病院機構西別府病院に地域生活支援の窓口を設置し、相談支援事業所やサービス提供事業所に対する実地研修等を行うとともに、別府市、日田市、竹田市の3市をモデル市とし、各市の自立支援協議会を中心とした多職種連携の支援体制を構築するものです。

34ページをごらんください。

全国障がい者芸術・文化祭開催準備事業費502万6千円でございます。

この事業は、平成30年度に大分県開催が決定した第18回全国障害者芸術・文化祭に向けて、障がい者の自立や社会参加を後押しするため、障がい者の芸術活動を積極的に支援するとともに、支援体制を構築するものです。

主なものとしまして、1つ目の二重丸では、県民意識の醸成を図るため、アートフェスティバルを開催し、3つ目の二重丸では、障がい者福祉施設等に有識者を派遣して、芸術性の高い作品の発掘調査を行います。

35ページをお開きください。

障がい者差別解消・権利擁護推進事業費780万9千円でございます。

この事業は、第1回定例会でご承認いただきました障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例の施行に伴い、障がい者に対する理解促進と差別解消を図るため、必要な相談支援体制等を整備するとともに、県民の理解醸成に向けた取り組み等を行うものです。

主なものとしまして、1つ目の二重丸では、障がい者差別解消・権利擁護推進センターを設置し、3つ目の二重丸では、県が主催する講演会等への手話通訳者等の派遣や、広報誌等の点字版の作成等に対して助成を行います。

次に、障がい者就労環境づくり推進事業費1,127万9千円でございます。

この事業は、障がい者雇用率日本一に向けて、社会福祉法人、医療法人、製造業等の県内民間企業を幅広く個別訪問し、障がい者を受け入れるための職務設計や職場環境の見直し等について助言を行う障がい者雇用アドバイザーを県下6カ所の障害者就業・生活支援センターのうち3カ所にそれぞれ配置し、広域的に支援するものです。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

**井上副委員長** 健康寿命日本一は大分県の目指す3つの日本一の1つですが、8ページとかいろいろ健康寿命日本一を目指すという施策があるわけですけど、たしか平均寿命が男性80歳で、女性89歳でしたかね。ベストテンの8位か9位に入っていて、健康寿命は男性70歳、女性73歳でしたかね。35位とか30位台の後半ということなんですけど、以前からいろんなこと、特に19ページとか、今度初めてやる事業じゃなくて、前からやっているのもあるんじゃないかと思うんですが、日本全体で見て、平均寿命は割と高いのに健康寿命が低いというのは、大分県の場合、何が原因と見ておられるのか、ありましたら。

**藤内健康づくり支援課長** ご指摘のように、平均寿命が長いのに健康寿命が短い要因、なかなか明確にこれが原因だというのを突きとめるのは難しいんですけども、50代の段階で、健康上の理由で日常生活に支障があるとお答えになる方が大分県は多くございます。

その辺を見ていくと、やはり糖尿病であったり、あるいは糖尿病によって引き起こされてくる心臓病、あるいは脳梗塞といったような、そういう生活習慣病で医療機関にかかる、あるいはそのためにいろいろな障がいを持たれる方が多いということがその背景にあると考えています。

そこで、19ページに幾つかこの取り組みの事業を書いておりますが、中でも二重丸の

3つ目にあります健康経営事業所拡大事業、ちょうど今50代でこういう生活習慣病でいろいろ支障が出る方が多いので、できれば20代、30代、40代という若いうちからこの健康づくりを進めることが必要だと考えています。

そこで、この健康経営事業所拡大事業、これは平成26年から取り組んでいる事業であります。それを3年目としてさらに拡大していこうと考えています。具体的には、ここに健康のみえる化というのを1つのキーワードにしてございしますが、活動量計をそういう事業所の社員に無料で提供して、実際に自分がどのくらい歩いているかというのを見えるようにする。そのことによって、職場ぐるみでもうちょっと歩いてみよう、もうちょっと運動してみようといった健康づくりの意識の機運を高められればということをやっております。既に27年度に実施してかなり好評を得ており、引き続きこの事業を利用したいという事業所も多く、今度は自分たちでそのサービスをお金を出して購入して、自分たちの歩数が、どのくらい歩いているかというのを計測するような事業所も出てきておりますので、このあたりをさらに伸ばしていきたいと考えております。

**井上副委員長** いろんなことを試みるのが大事なことと思うんですが、先に確認しないとイケなかったんですけど、健康でなくなるというのは、例えば今おっしゃったような健康診断の数値で糖尿病になった時点とか、あと、例えばペースメーカーとか入れたら、一応健康に生活しているけど、入れている人は健康じゃないという状態なんですかね。その辺の健康か健康じゃないという区分はどうなんでしょうか。

**藤内健康づくり支援課長** この健康寿命を算出するためにその人が健康であるかどうかの判断は、実は3年に1回行われます国民生活基礎調査——大分県民でいうと約1万人を抽出してその調査に答えていただくんですが、その中で、「あなたは健康上の理由で日常生活に影響かありますか」に「はい」と答えた時点で、その方が健康ではないと判断します。全て主観的な部分で、検診でどうだとか、こういう病気と診断されたというわけではございません。

**井上副委員長** わかりました。若干その県民の感じ方によって差が出るということですね。意識が高くなればなるほど、ひよっとすると健康でない人が多くなるかもしれないということですね。

**草野福祉保健部長** 補足で、先ほど副委員長から健康寿命の順位が出ましたが、それが平成22年の順位でありまして、直近、平成25年が出ています。男性が39位だったのが16位に、女性が34位だったのが10位になっています。

延びた年数を見ますと、実は男性が全国で2番目に延びています。女性は何と全国で1番延びています。

実は平均寿命でも同じようなことが起きていまして、両方とも一桁台ですね。ここ10年間を見ても、大分県だけが男女とも2歳延びています。平均寿命については、かなり政策の効果がもう以前から出てきているんですが、そういう意味では健康寿命はちょっとおくれて出てきたのかなと思っています。

それにプラス、ここ数年、高齢者福祉の中で、地域包括ケアシステム、自立支援型のケアサービスをかなりやってきました。歩けない方に、もう少しこういうことをしたら少し歩けるんじゃないのとか、いわゆる卒業——今までデイサービスに来ていたのがよくなって、もうデイサービスに来られなくなりましたよねというのを、かなり熱心に、多分全国

で1番熱心にやってきたと思います。

そういうのが影響して、先ほど申し上げましたように健康寿命でも全国1、2を争うぐらいの効果が出てきていると思っていますので、今後はこれに、先ほど委員が言われたように、今までも健康づくり、塩分を少なくしましょう、野菜を食べましょうというのをやってきました。こういうのが多分これからどんどん効いてくるんだと思いますので、ぜひこの10年間で1位を目指したいと思っています。

**近藤委員** 井上副委員長の今の質問に関連しまして、ちょっと質問したいと思います。大分県はワーストと聞いていたので、えらい健康寿命が途端に伸びたなど、ちょっと不思議に思ってるんですけども、我々も、二、三年前、短命県の長野県がどうして長寿県になったか、健康寿命日本一になったかということで調査に行ったことがあるんです。そのときに強く感じたのは、やっぱり医療機関が1番前面に出て非常に真剣にやった、特にJA厚生連佐久総合病院の若月先生が、農村の短命を何とかしたいということで、本当にしら真剣に取り組んだその成果が県民に普及して、健康意識が高まり、それからずっと検診活動が盛んに行われて日本一になったという経緯があります。

本来、病院は患者さんがたくさん来たほうがいいわけですが、その病院が率先してやったということに大きな意義があるなと思っておりますけれども、大分県がやるとすれば、県はもちろん、やっぱり県病あたりも全面的に出てくる必要があるのかなと思っております。

医療費が際限なく膨らむ中でありますので、本来、人は生まれて、なるべく健康で長生きしたいという願望があります。それに日本が1番、今、近づいておることはありがたいことでありまして、やっぱり根本的には一人一人の自分の健康管理が大事だとは思うんですけども、そうでない場合もありますので、やっぱり啓発活動が1番大事だなと思っております。

大分県がこれに取り組んでいただくということで、我々も非常に心強くしております。私も今82歳になりますけれども、なるべく人に迷惑かけたくないと、健康であれば人に迷惑かけないという思いで、私の知る限りの人たちには、やっぱり自分の健康法は食だよと言って、ずっと宣伝をしております。食事の大切さをしっかり学んであれば、先ほど生活環境部のときも言いましたけれども、やっぱり私は食に気をつけることが大事かなと思っております。

そういうことで、県がしっかりと力を入れて、なるべく長生きで、健康で、楽しく暮らせる、そういうことを中心になってやっていただきたいと思います。私の意見を聞いて、部長の所見を伺います。

**草野福祉保健部長** もうおっしゃるとおりだと思います。実は大分県は今までも団体等々も含めてしっかりやってくれておりますが、市町村もここ数年かなり熱心にやってきてくれています。今度そういうのを束ねて県民運動という形でやろうということで、組織も全県下で、経済団体から教育団体からいろんな団体に入っていていただいてやろうというのを、6月に考えています。

やはり委員言われたように、県民がみんなそういう意識になるというのが1番大事だと思いますので、医療機関とか福祉機関だけではなくて、県民全体でいろんな方に頑張ってもらおうと考えていますので、ぜひご支援をいただければと思っています。



**近藤委員** それで、私から1つお願いしたいことがあるんですが、私どもの由布市は非常に環境がいいんですけれど、ただ、公共下水道がないんですよ。大分川に全てのものが流れ込んで、最近では小さな魚が死んだりとかいろいろあります。そういう水を実は挟間の住民が飲んでいるんです。1番悪い水だと思っておりますが、何とかこれをやっぱり違う水源を準備してやりたいと一生懸命言っておりますけれども、ただ、市だけではそれができないんです。だから、いかに水が大事かということをやっぱり言わんといかん。言えば、法はクリアしてありますと言いますが、幾ら法をクリアしても、たくさんの薬剤を投入したり、いろいろあってこれは問題があるんです。そういうのも、県も支援をしていただきたい。これからいろいろ要望させていただきますけれども、そういうことも頭の中に、最初の委員会でありますので、お願いをしておきます。

**平岩委員** 2点教えてください。

1点目は、どこの課になるかわからないんですけど、今、障がいを持つ子供たちの放課後デイサービスというのがすごく盛んに起こっていて、ここ2年ぐらいの間に、もう大分県内でも40カ所ぐらいあるんじゃないかと思うんですけども、実は私、先週の土曜日に、私が会員になっているところの放課後デイサービスの総会があって、そこで勉強したときに、本当に1年間で、落ち着けないADHDだとか、学習障がいの子供たちが物すごく落ち着いていたなというのをつくづく感じたんですけども、やっぱり献身的な職員の仕事ぶりがわかるんです。でも、全てがそうではないかもしれないって、何かグループホームがぼこぼこできてきたときみたいな感じが放課後デイサービスについても感じる場所があるんですね。ちょっと放課後デイサービスの状況がどうなのかというのがもしわかれば教えていただきたい。

それともう1つは、31ページのひとり親家庭等自立促進対策事業です。社会福祉施設を活用して子供たちの居場所づくりをするって言うんですけども、どのぐらいの施設でどの地域なのかというのが、少し具体的な姿が見えたら教えていただきたいと思います。

**高橋障害福祉課長** 1点目の放課後デイサービスの関係でございますが、きょう合同新聞の記事にも出ておまして、取り消し事案とかがあるというようなお話で、問題のあるところが出てきていることがあろうかと思っております。

数ですけれども、この4月1日現在で県内89カ所ほどあります。たまたま大分県のコメントが出ておまして、かなり急増している状況なので、実態把握が厳しくなりつつあるというようなコメントだったんですけども、この1年間で26カ所ほどふえております。ですから、かなり急激にふえているというのは間違いないと認識しておまして、福岡とかはかなり問題のある例もありまして、取り消しになったというのも認識しておりますけれども、県内では今のところそういったところはない状況でございます。1年たったから監査に行くということになっておりますので、そういった機会はもちろんですけれども、なるべく情報をとりながら、そういった指導といいますか、情報収集をした上で適正な運営に持って行っていただこうと思っております。

**伊東子ども・家庭支援課長** 子供の居場所づくりの関係でお答えいたします。

モデル事業ということで、3カ所で今年度着手しようと思っておりますが、具体的には、中津市と国東市、日田市のそれぞれ社会福祉法人にご協力いただく予定になっております。

なお、本常任委員会の県内所管事務調査で、5月19日に日田市に行っていただきます

が、障がい者施設「大分県日田はぎの園」でもこのモデル事業を受けていただくことで、今現在、調整中でございます。

**吉岡委員** 1つだけ教えていただきたいと思います。

10ページの事業概要のところ、成年後見制度の推進とあるんですけど、これからとても大事になってきて、もっともっと必要かなと思っているんですね。市町村が市民後見人を今養成しているんですが、ここで言う法人後見推進マニュアル、法人後見というのはどうなのか、ちょっと教えていただけますか。

**大戸地域福祉推進室長** 市民後見人を養成します。ただ、法律的な専門事項等まで習熟しているかといいますとそうではないので、社会福祉協議会などが法人として成年後見を行う。実際の活動を養成した市民後見人にやってもらう。市民後見人の活動をバックアップする組織というイメージでご理解いただければと考えます。

**森委員** 1点だけ。3つの日本一の中で、健康寿命とか障がい者というのは指標としてわかりやすいとは思いますが、子育て満足度日本一については、非常にいろんな要因があると思いますし、その指標の考え方と、実際今、大分県が何番なのかについて教えていただきたいと思います。

**二日市子ども未来課長** 子育て満足度日本一につきましては、県長期総合計画2015にも出しておりますけれども、さまざまな総合的な指標の組み合わせになっております。

日本一といいますが、各項目ごとにどの位置にあるのかというのを、全部で10項目出しまして、それぞれの項目ごとにしております。例えば、子育てが地域の人に支えられていると答えた人の割合であるとか、あるいは保育所の入所待機児童数とか、あるいは6歳未満の子供を持つ男性の家事・育児関連時間とか、そういう項目、合計特殊出生率も含まれますが、それらを合わせてということで、今のところ総合全国順位は15位でございます。1位を目指しております。

**衛藤委員長** いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員さん、いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに質疑もないようですので、これをもちまして、平成28年度の行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

**大戸地域福祉推進室長** 36ページをお開きください。

4月27日に専決処分いたしました福祉保健部関係の補正予算について報告いたします。救助対策費2,900万円の増額でございます。

これは、平成28年熊本地震に伴い別府市、日田市、竹田市、由布市、九重町、玖珠町の県内6市町及び熊本県南阿蘇村に対して支援した食料品、飲料水等の災害備蓄物資について、今後の災害に備え補充する必要があることから専決処分としたものです。

37ページをお開きください。

災害備蓄物資の状況について説明いたします。

表の②が今回の専決予算に係る災害備蓄物資の内訳となります。

主には毛布が約1万枚、ペットボトル飲料水が約1万4千本、アルファ米やカレーの食料品が約1万6千食でございます。そのほか、ウエットティッシュや小児用おむつ、大人用おむつなども補充するものでございます。

次に、義援金と寄附金の状況についてご説明いたします。

38ページをごらんください。

4月22日から義援金と寄附金の受け付けを開始し、県内外から多くの支援が寄せられています。義援金は市町村を通じて被災者へお届けするもので、寄附金は被災地の復旧や支援に活用するものでございます。5月13日現在で義援金が約1億6,400万円、寄附金が約1億4,900万円となっています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、ご意見などはありませんか。

**森委員** 備蓄物資の中で、ここに今載っているのはわかるんですけど、例えば今回の震災の中で、ブルーシートとかかなり需要があったんじゃないかなと思うんですが、今後のためにも、今回要求された備蓄物資がなかったとか、必要とされるものが実はなかった、数が足りなかったとか、そういう状況が今回のわかれば内容を教えてください。

**大戸地域福祉推進室長** 物資の提供については、備蓄物資のほか、流通備蓄、その他県外からの支援物資などで対応したところで、特にこれが不足したという認識はございません。

今後の備蓄については、今回の反省を踏まえて、現在、資料37ページにありますとおり、生活必需品の備蓄をしているところでございますが、新たな品目について、あるいは現在の備蓄目標量について検討していきたいと思っております。

**近藤委員** 備蓄の品ですが、福祉保健部とは直接関係ございませんけど、生活環境部の備蓄の配布の品なんですが、ブルーシートが非常に薄いのがありまして、すぐ破れたとか非常に苦情が……。もらって言うのも悪いんじゃないけど、ちょっと厚手のものを用意してもらえんかなという話がたくさんありましたので、参考までに申し上げておきます。なるべく高品質のいいものを備蓄していただきたいと思います。

**大戸地域福祉推進室長** もしブルーシートも備蓄するとなれば、品質の確保というのもしっかり考えたいと思います。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに質疑もないようですので、②の報告をお願いします。

**高橋障害福祉課長** 資料の39ページをお開きください。

3月末に検討委員会から知事へ報告がありました県立精神科基本構想についてご説明いたします。

まず、資料の左上になりますが、本県の精神科救急医療の現状と課題についてです。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で設置が義務づけられている県立精神科病院が未設置であることや、夜間・休日における家族等の同意が必要な医療保護入院への対応についての体制確保ができていないことなどが挙げられます。

そこで、資料の左下になりますが、昨年10月に設置された県立精神科基本構想検討委員会が、県立精神科基本構想を整理し、3月末に提出をしていただきました。この中で、県立精神科病院は、精神科救急の基幹的病院として位置づけ、夜間・休日を中心とした2

4時間体制を確保し、また、県は、精神科救急医療体制の充実及び円滑な運用に向け、民間精神科病院等の具体的な役割分担を明確にするるとともに連携体制を構築することとされています。

具体的には、1措置入院については民間精神科病院による輪番制を継続すること、2県立精神科からの転院先についてはかかりつけ病院を原則とし、また、3身体症状が安定し、民間精神科病院で対応可能な患者については速やかに転院を行うこと、4身体合併症の患者については総合病院である大分大学医学部、別府医療センターと連携し対応することなどでございます。

以上のような点を踏まえ、県立精神科病院について主要な項目を説明いたします。

資料の右側をごらんください。

まず、1番上の病棟の機能についてですが、現在不足している、夜間・休日における急性期治療と身体合併症治療に特化することとしています。

次に、建設場所ですけれども、大分県立病院に併設とされています。これは、特に身体合併症治療については一般診療科との連携が重要なことから、精神科単科とするのではなく総合病院に併設する必要があることが主な理由です。

また、規模についてですが、必要数を検討した結果、36床は必要であろうという結論をいただきました。また一方で、現状として、精神科病床数が基準病床数を554床上回っているため、本来であれば新たな病床の設置は難しい状況にありますけれども、救急や身体合併など特例的に病床設置が認められる制度がありますので、今後、国と協議してまいります。

また、病床については36床を整備、確保する必要がありますが、医師の確保状況やスタッフの習熟度等に応じて、例えば20床程度から段階的に稼働率を上げていくことが望ましいとの意見をいただいています。

また、1番下の建設スケジュールについては、実際の設計や県立病院の大規模改修との関係から平成32年度中の開設を目指すこととされています。

次に、右側の1番下でございます。今後、関係機関でさらに協議を継続する主な事項を記載しています。

具体的には、夜間・休日に、精神疾患患者やその家族等からの緊急的な精神科医療についての電話相談に応じる精神医療相談窓口の機能を拡充することや、県立精神科病院と有機的に連携し、24時間365日対応可能な精神科救急情報センターを設置することなどです。

最後に、県といたしましては、現在、報告いただいた県立精神科基本構想をもとに、関係組織と連携を図りながら作業を進めるとともに、国との増床協議に向け、県医療審議会に対し精神病床設置に係る諮問の準備を進めているところです。

今後とも、1日でも早く県立精神科病院が設置できるよう作業を進めてまいります。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に質疑もないようですので、③の報告を、一括してお願いします。

**廣瀬医療政策課長** それでは、40ページをごらんください。

県計画等の策定・変更スケジュールについて、ご報告いたします。

まず、私ども医療政策課関係の大分県地域医療構想について、昨年度から策定作業に着手し、3月末に素案ができたことから、第1回定例会の本委員会においてご報告させていただいたところでございます。

今後、最終案を仕上げ公表することになりますので、本日は改めてその素案の概要について、ご説明いたします。

まず、(1)の構想策定の趣旨ですが、団塊の世代が75歳以上となる2025年には医療介護ニーズが増大することが見込まれており、患者の状態に応じた適切な医療を効率的に提供する体制構築が急務となっているところでございます。

そうした中、昨年度の医療法改正を受け、県は地域の医療提供体制のあるべき姿、地域医療構想を策定し、2025年の病床機能別の必要病床数や在宅等における医療の必要量、そしてその達成に向けた施策の方向性を記載し、より安心で質の高い医療提供体制の構築を目指すこととしております。

この構想の前提となります医療の状況について推計したものが、次の(2)2025年における医療需要と必要病床数の推計でございます。

まず、医療需要の状況を表1でご説明します。表1の②、2025年の医療需要の合計欄にありますように、3万1,981人が何らかの医療を必要とすると推計されます。表1の①、2013年の計欄、2万7,310人から約17%増加する見込みとなっております。このうち、特に2025年の時点で入院が必要な医療需要は、高度急性期から慢性期までを含めまして1万2,463人になると推計しているところでございます。

その推計に伴いまして、どれくらいの病床数が必要かというのが、その次の表2になります。

先ほどの入院が必要な医療需要に病床稼働率——これは国が全国一律に定めておりますけれども、その稼働率を勘案して逆算すると、合計で1万4,649床が必要となります。

これを現在の許可病床数と比較しますと、特徴として、現状では急性期病床が必要病床数よりも多く、回復期病床が少なくなっており、今後、急性期から回復期への病床の転換が求められるという推計になっております。

次に、地域医療構想の基本的な考え方を整理したものが(3)になります。

②の基本的考え方にありますように、地域医療構想は将来の医療ニーズを客観的データにより見通したものであり、進むべき一定の方向性を示した指針であること。また、病床削減ありきの構想ではなく、不足する医療機能をいかに充実させていくかという視点が重要であること。そして何よりも、医療関係者、行政、県民などが、それぞれの立場でしっかりと考えていくことが重要となります。

次に、地域医療構想の実現に向けた施策の基本方向として、③にありますように、病床機能の分化・連携から地域包括ケアシステムの構築まで5つの柱を掲げています。

そして、構想の実現に向けた取り組みが(4)になります。先ほどご説明しましたように、急性期病床から回復期病床への転換が特に求められていますので、①の各医療機関の自主的な取り組みと地域での協議や、②の地域医療介護総合確保基金を活用した支援などを今後行っていくこととなります。

最後に、(5)にありますように、5月13日までパブリックコメントを実施し、現在、

それらの意見を踏まえて最終案を仕上げているところです。今後、6月14日に開催される医療審議会への諮問・答申を経て公表する予定としております。公表後は、各医療圏ごとに地域医療構想の調整会議などにおきまして、しっかりと現状を踏まえながら協議を重ね、構想実現に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

**幸国保医療室長** 41ページをお願いいたします。

引き続き、国保医療室において策定を行う計画等について説明申し上げます。

左側の2の大分県医療費適正化計画（第三期）については、（1）の根拠のとおり、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき策定するものであります。

（2）の概要ですが、本年夏ごろに示される予定の国の基本方針を踏まえ、医療費の適正化を総合的かつ計画的に推進するため、第三期計画の策定に着手することとしております。

（3）の主な記載事項ですが、先ほど医療政策課長からご説明させていただきました地域医療構想と整合性がとれた医療に要する費用の目標や、健康の保持の推進に関する目標・取り組みなどです。

（4）計画期間については、第一期及び第二期計画については5年でしたが、第三期計画からは6年に変更されるとともに、計画期間の前倒しも可能とされたところです。そのため、本県の地域医療構想が6月ごろに策定されることから、平成29年度から35年度の7年を計画期間としたいと考えております。

次に、右側の3の大分県国民健康保険運営方針（仮称）についてでございます。

（1）の根拠のとおり、昨年5月に成立、公布されました、いわゆる医療保険制度改革関連法に基づき策定するものでございます。

（2）の概要ですが、本年4月に示された国の策定要領に基づき、国保の安定的な財政運営並びに市町村の国保事業の広域的及び効率的な運営を推進するため、県内の統一的な方針として新たに策定するものです。

（3）の主な記載事項についてですが、①の国保の医療費、財政の見通しや、②の市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項などとなっております。

（4）計画期間については、30年度から国保の財政運営を現在の市町村とともに都道府県が担うことから、30年度から35年度を予定しておりますけれども、この運営方針の策定の後、29年度に市町村等と具体的な取り組み方法を協議したいと考えております。

県計画の策定については、委員の皆様にも今後、各定例会の常任委員会にて随時、進捗状況等をご報告させていただきたいと思っておりますので、ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別のないようでありますので、これをもって福祉保健部関係を終わります。

執行部は大変お疲れさまでした。

〔福祉保健部退室、病院局入室〕

**衛藤委員長** これより、病院局関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず私からご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**衛藤委員長** では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

**衛藤委員長** また、本日は委員外議員として吉富議員、羽野議員に出席いただいております。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の木付君です。（起立挨拶）

政策調査課の飛河君です。（起立挨拶）

続きまして、執行部の自己紹介をお願いします。

〔田代病院局長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

**衛藤委員長** それでは、病院局関係の平成28年度の行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

**羽田野病院局次長兼県立病院事務局長** 本日はご説明いたしますのは、平成28年度病院局の組織と平成28年度大分県病院事業会計予算でございます。

説明は、本日お手元にお配りしている福祉保健生活環境委員会資料でご説明させていただきます。

それではまず、大分県病院局の組織についてご説明いたします。

委員会資料の1ページ目をお開きください。

診療科部門は循環器内科部を初めとする24科部、そのほか放射線科部などから構成される中央診療部門、薬剤部などから構成される医療技術部門、看護部、事務局、管理室等、がんセンター、総合周産期母子医療センター、循環器センターとなっております。

このうち、下から4つ目の管理室等にありますが診療支援センターは、紹介患者の受け入れや退院支援をより円滑に行うため、事務局の医事・相談課内の地域医療連携班と患者相談支援班の職員及び医師等の医療スタッフを兼務配置して今年度設置した組織でございます。

医療面の専門性を踏まえた対応を行うことにより、医療機関及び介護施設との連携強化や、医療従事者による相談体制の充実を図るものでございます。

今後とも、医師、看護師、医療技術職、事務職員一丸となって、医療の質の向上、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、平成28年度大分県病院事業会計予算についてご説明いたします。

資料の2ページをお願いします。

まず、平成28年度の病院事業会計に対する一般会計負担金についてご説明いたします。この負担金については、県立病院が行います、がん治療部門や救命救急部門など、高度

・専門、特殊医療等の不採算部門の運営や、施設・設備の建設改良に充当いたしました企業債の償還に必要な経費などについて、地方公営企業法に基づいて一般会計が支出するものでございます。

28年度予算額は太枠の囲みにありますように12億369万4千円となり、27年度と比べ、1億8,589万7千円の減額でございます。

増減要因としましては、右側の備考欄にありますとおり、病院事業会計が累積黒字になることが見込まれることにより、共済基礎年金拠出金に要する経費が繰出基準外となったことなどによる減でございます。

次に、平成27年度予算と平成28年度予算との比較についてご説明いたします。

上段の28年度の収益的収支予算は、太枠の囲みにありますように、収益が148億4,200万円、費用が146億900万円を計上しており、単年度損益は2億3,300万円の黒字の予定となっております。

下段の資本的収支予算については、収入9億3,700万円に対しまして、支出は29億2,500万円を計上しております。

次に、28年度予算につきまして具体的にご説明いたします。

4ページをお開き願います。

まず、収益的収入及び支出のうち、(1)の病院事業収益についてご説明いたします。

左側の表になりますが、項の欄、医業収益は、入院収益、外来収益、室料差額収益などその他医業収益の合計となり、小計の欄にありますように135億8,359万2千円を計上しております。

入院、外来患者数や、単価につきましては、27年度決算見込みをもとに算定しておりますが、入院延べ患者数は14万6,788人、単価は6万5,714円、外来延べ患者数は20万6,880人、単価は1万8,230円を見込んでおります。

次に、項の欄の医業外収益につきましては、受取利息や、国、一般会計からの補助金、冒頭でご説明いたしました一般会計からの病院事業に対する負担金を含めた負担金交付金、その他医業外収益を合わせまして、右側の表の小計の欄にありますように12億5,625万8千円を計上しております。

そのほかに、過年度損益修正益などの特別利益を加え、病院事業収益は右側の表の1番下の合計の欄にございますように148億4,185万円となっております。

次に、5ページをごらんください。

(2)の病院事業費用についてでございます。まず左側の表になりますが、項の欄、医業費用につきましては、職員の給与費、薬品費等の材料費、光熱水費や委託料などの経費、施設や医療機器等の減価償却費などございまして、右側の表の上段の小計の欄にございますように144億5,232万5千円を計上しております。

また、項の欄、医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費や消費税及び地方消費税などの合計となりますが、小計の欄にございますように1億5,494万8千円を計上しております。

これに特別損失を加えまして、病院事業費用は右側の表の1番下、合計の欄にありますとおり146億927万3千円でございます。

次に、6ページをごらんください。



資本的収入及び支出についてでございます。

まず、(1)の資本的収入は、左の表になりますが、項の欄にありますように、企業債、負担金で構成され、企業債は4億6,800万円、企業債の償還に充当する他会計負担金は4億6,918万6千円を計上しており、合計は9億3,718万6千円となっております。

また、右の表の(2)資本的支出は、項の欄、建設改良費と企業債償還金で構成され、建設改良費のうち資産購入費は、医療機器整備などに支出するための費用4億円と、電子カルテの更新費用として10億円の計14億円を計上しております。電子カルテは、27年度及び28年度の2年間で計12億円の事業費で更新を行うもので、更新後のカルテの稼働は平成29年1月を予定しております。

その下の改築事業費は、大規模改修工事費、施設設備更新費用として、合計5億3,682万7千円を計上しております。

そして、企業債の償還元金である企業債償還金は9億8,775万7千円を計上しており、資本的支出を合計しますと29億2,458万4千円となります。

表の枠外、左下に記載をしておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、これまでどおり過年度分損益勘定留保資金などの内部留保資金で補填することとしております。

以上で、病院事業会計予算の説明を終わります。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に質疑もないようですので、これをもちまして平成28年度の行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**羽田野病院局次長兼県立病院事務局長** それでは、大規模改修工事の概要について、ご説明させていただきます。

資料の7ページをごらんください。

まず、1の改修計画でございます。

県立病院につきましては、築後24年が経過し、特に老朽化した給排水や空調設備のリニューアル等が必要なため、昨年度から大規模改修工事を実施しています。

なお、全体事業費については、約49億円を見込んでおります。

次に、その下の2の改修スケジュールでございます。

まず、右の図のとおり、増築棟を正面玄関側に建設中であるとともに、本年度の電子カルテ更新に伴い、本館2階にあるサーバー室を先行して改修したところであります。

なお、本年度着工予定である本館につきましては、昨年度の入札不調結果を踏まえ、全館一括発注から、下図のとおり1期、2期という分割発注へ変更しております。

まず、本館西病棟を中心とする1期工事については、今年3月18日に入札公告を行い、先週5月11日に開札した結果、株式会社佐伯建設を落札者として決定いたしました。

今後は、所定の手続を経て、来月開催される第2回定例県議会へ契約議案を提出する予定でございます。

次の2期工事については、平成29年10月に入札公告、平成30年第1回定例県議会へ議案提出の予定であり、平成32年9月までの完了を予定しているところでございます。

改修工事が非常に長期にわたることから、工事の安全確保と円滑な施工のため、土木建築部施設整備課を初め、工事監理者及び施工者と十分な連携・調整を図ってまいりたいと考えています。

今後とも、県民医療の基幹病院として、県民の安心・安全を医療面で支えるべく、良質な医療の提供に全力で取り組んでまいりますので、委員の皆様方のご指導のほどよろしくお願いいたします。

**衛藤委員長** ただいまの報告について、質疑、ご意見などはございませんか。

**守永委員** この工事の関係で、前回、落札者というか、応札者がいなかったという状況があったわけですが、そのときの原因が何だったのかということと、その辺を若干工夫して今回対応されたのか、その辺の状況がわかれば教えていただきたいと思います。

**秋吉会計管理課長** 前年9月に応札がない入札不調という結果を受けまして、県内の業者、あるいは他県の不調、不落の事例の聞き取りを行いました。

1つには一括発注で、当初4年3カ月の工期を予定しておりましたが、工期が長いので、技術者の確保、あるいは物価高騰のリスクを負わなければならないということ。それから、オリンピック等、全国的に工事量が増大している。あるいは病院の場合、利用者に極力支障がないよう、病棟や外来機能を維持しながら、いわゆるいながら改修工事を行いますので、そういった面で工事費増大のリスクがあるということで、業者のほうとしてはより条件のよい工事を選択したということでした。

この原因を踏まえまして、今回はまず1契約当たりの工期を短縮するために、全体の工事を2分割したということになります。

それから、工事量の増大、あるいはいながら工事という状況を踏まえまして、現場の実態を考慮した価格の設定ということで、1つはそういった改修工事を前提とした見積単価の採用であるとか、仮設計画、あるいは夜間工事範囲を広げるような工事範囲を採用して、設計金額を見直したということになります。

**衛藤委員長** ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別にならぬようでありますので、これをもって病院局関係を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔病院局、委員外議員退室〕

**衛藤委員長** それでは、協議事項に入ります。まず事務局から説明させます。

**事務局** 先ほど生活環境部関係でご質問いただいた件について、執行部から資料が提出されましたのでご説明いたします。

まず、近藤委員からご質問いただいた地震関連の災害査定の日程については、土木建築、

農林水産、教育関係いずれも国と調整中でまだ決まっていないということです。

次に、吉岡委員からご質問いただきました広域防災拠点設備等整備事業で情報科学高校に整備する簡易トイレですが、洋式を予定しているということです。

**衛藤委員長** 次に、県外調査の日程などについて、ご協議願いたいと思います。

まず、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

**衛藤委員長** 日程や調査地は、いかがいたしましょうか。

〔協議〕

**衛藤委員長** それでは、県外所管事務調査につきましては、8月22日から3日間の日程で実施することとし、ただ今ご検討いただきました趣旨に沿いまして事務局に実施案を作成させます。

なお、細部については、私にご一任願います。

以上で予定されている案件は終わりました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別のないようですので、これをもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。